

# 交流と発展 夢あふれる 栗原

## 【栗原市まちづくりプラン】

平成16年 6月 策定 栗原地域合併協議会

平成26年12月 変更 栗原市

平成29年 9月 変更 栗原市

令和 4年 9月 変更 栗原市



# 目 次

## 第1章 序論

はじめに -----	1
1. 合併の必要性 -----	2
2. 新市建設計画策定の方針 -----	4

## 第2章 新市の概況

1. 位置・土地利用状況 -----	5
2. 気候・歴史 -----	6
3. 人口・世帯数 -----	9
4. 産業 -----	10
5. 交通基盤 -----	12
6. 公共的施設 -----	13

## 第3章 新市建設の基本方針

1. 将来像と基本理念 -----	19
2. 新市建設の基本方針 -----	21
3. 新市の将来都市構造 -----	27

## 第4章 建設計画

1. 新市将来像の実現に向けての主要事業 -----	28
2. 新市における宮城県事業 -----	45

## 第5章 公共的施設の適正配置と整備 ----- 50

## 第6章 財政計画

1. 計画策定にあたっての条件 -----	56
2. 歳入・歳出の主な前提条件 -----	56
3. 前期財政計画 -----	59
4. 後期財政計画 -----	61

参考資料（財政関連用語集） -----	64
---------------------	----

## 第1章 序論

### － はじめに －

栗原地域は、東北地方の骨格をなす奥羽山脈のほぼ中央に、栗駒国定公園に指定されている栗駒山を有しており、そこから、東南に向かって金成耕土に至るまで、山岳、丘陵、平地と変化に富んだ地形を形成しています。

また、本地域は二迫川、三迫川などを支流とする迫川や善光寺川、透川などを支流とする小山田川が沿岸に広がる肥沃な耕地を潤しています。さらには、ラムサール条約に指定されている伊豆沼、内沼があり、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

栗原地域の各町村においては、それら豊かな自然環境のもと、それぞれの歴史・文化の中で、地域資源を活かしながら個性あるまちづくりを進め、地域の振興が図られてきました。また、早くから行政の広域的な課題に対応するため、事務の共同処理や一体的な圏域づくりも行ってきました。

しかし、ライフスタイルの変化による住民ニーズの多様化・高度化や少子高齢化への対応、また、急激な産業構造の変化や長引く景気の低迷による地域産業の不振問題、地球規模の環境保全問題、地方分権が推進する中での地方自治体の基盤強化問題など、日本全体が直面している諸問題は、栗原地域でも解決すべき課題となっています。

また、栗原地域を中心とした周辺地域の市町村合併後を想定すると、東に登米地域（9町）、南に大崎地域（1市6町）、そして北には岩手県一関地域（1市3町1村）という自治体となります。これら地域との地域間競争への対応も必要とされますが、生活圏としての連携のほか、防災対策の連携や広域観光ルートの開発など多分野にわたる地域間連携の充実を図ることも課題となります。

これらの課題を解決し、定住社会として安定した地域振興を図るため、町村合併を有効な手段として捉え、将来的には宮城県北部の中核都市から東北地方を代表する交流都市への飛躍を展望しつつ、より良いまちづくりを進めていきます。

本計画は、栗原地域10町村合併後の新市建設のためのマスタープランとして施策の方向性を示す、まちづくりの基本的な指針となるものです。

## 1 合併の必要性

### (1) 地方分権の推進

これまでの行政は、中央における決定が大きな力を持ち、地方自治体における権限は限られていましたが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成 12 年 4 月に施行されるなど、地方分権への環境が整備されつつあります。

地方分権においては、自己決定と自己責任が原則とされており、個々の自治体に政策立案と行政判断の能力が今まで以上に求められます。また、権限が増えることにより、事務作業の分野と事務量も増えることが見込まれます。

これらに対応して自治体の能力を高めるためには、人材の育成と組織の拡充、事務作業の効率化、高度情報ネットワークの構築など、多岐にわたる取組みが必要です。しかし、小規模な組織ではこれらへの取組みや地方分権にふさわしい行政サービスの提供が困難であるため、合併によるスケールメリット<sup>※1</sup>を活かした新組織での対応が必要となります。

※1 / スケールメリット 市町村の人口規模が拡大するにつれて、人口 1 人当たりの行政経費が低くなることを言います。

### (2) 少子高齢化社会への対応

急速に少子高齢化が進んでおり、このまま推移すれば集落が維持できなくなる可能性がある中で、一人暮らし等の高齢者をいかに支援していくかが重要な課題となってくることも想定され、そうした課題など福祉・医療分野で増えていく住民ニーズへの対応が、これからの自治体に求められてくると考えられます。

そのような中で、介護サービス等へ対応するための人員の確保、救急医療体制の充実、予防医学の普及、高齢者の生きがいがづくりなどのほか、子どもも高齢者もその家族も安心して暮らせる地域づくりをどう実現していくかといった、高齢者福祉・医療への対応が行政の役割として求められています。さらには、子ども達を地域の中でのびのびと健全に育み、将来の地域を担う人材として育成することも、行政の大きな役割です。

このような少子高齢化社会において、安心して暮らせる社会を構築するために、生活環境の整備促進や福祉・医療サービスの充実、産業の振興、働く場の確保などの施策が求められます。

### (3) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

人々の日常生活圏がますます拡大しているなかで、生活の質の向上や価値観の多様化により、住民の行政に対するニーズも多様化・高度化しているため、雇用、医療・福祉、教育・文化、自然環境などの面で、より質の高い行政サービスの提供が必要とされることから、行政力の強化とともに、幹線道路と生活道路の整備、農林業と観光の振興政策、商工業政策などが求められています。

また、高度情報化社会が到来するなかで、情報ネットワークにより各家庭をつなぐ双方向情報通信が普及すれば、福祉、医療、教育、情報公開などの分野で利便性の高いサービスの提供が可能となることから、情報基盤の整備と普及、その利用による行政サービスの提供は、重要で早急に対応しなければならない課題であります。

これらの多様で広範なニーズに応えることは、各町村にとって負担が大きくなることから、従来型の行政活動や、その活動を前提とした地域活動について、広域的な視点の中で一体的に見直しを行い、同時に行政のパートナーとしての住民活動、民間活動団体など行政以外の活動主体をクローズアップさせていく必要があります。

#### **(4) 行財政基盤の強化**

日本全体をみても、国・地方を合わせた長期債務残高が、平成 14 年度末で 693 兆円（国民 1 人当たり約 540 万円）に達する見込であるなど、極めて厳しい状況にあります。

地方財政においては、地方交付税制度の見直しが論議されるなど、さらに厳しい財政運営を強いられることは必至であり、また、地方分権の推進により、多様で高度化した住民ニーズに応えるべく、自治体の主体的な住民サービスの向上への取り組みなどにおいて、将来的には小規模な町村ほど厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

そのような状況の中で、地方分権にふさわしい自治行政を展開するためには、行財政の基盤を強化する必要があります。

その方法としては、組織の効率化による経費の削減に伴う財政基盤の改善、自治体の合併による行政力の強化が考えられます。

そのためには、市内に同一機能の施設を重複して運営するのではなく、効率的な組織再編と運営業務の見直しを図り、行政サービス水準を維持しつつ、低コストでの事業体制を整えていかなければなりません。

#### **(5) 広域的な施設整備**

これまでは、各町村において比較的同じような文化施設やスポーツ施設などの公共的施設が整備されてきました。

今後、さらに厳しい財政状況を迎える中で、多様化する住民ニーズに十分に定めるためには、全市的な視点から、これまでの画一的な施設整備を見直すことが必要になります。

また、施設の利用方法も全市的な視点から再検討をし、効率的で有効活用されるための整備や運営を行っていく必要があります。

## 2 新市建設計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

この計画は、新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図っていくことにより、栗原地域 10 町村の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

### (2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、その実現のための建設計画、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

### (3) 計画の期間

建設の基本方針は、21 世紀を展望した長期的な視野に立ったものとします。建設計画、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、平成 17 年度（2005 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 26 ヶ年計画とし、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間を前期計画、平成 27 年度（2015 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 16 年間を後期計画とします。

### (4) その他

#### ■住民意向の反映

この計画の策定にあたっては、「まちづくり住民意向調査」や「住民ワークショップ」「まちづくり検討委員会」での提言等、可能な限り住民意向を取り入れながら策定していくものとします。

また、行政区域が広くなることにより、いわゆる周辺部などとして懸念を持たれている地域について、振興整備等の方策を明確にするよう取り組むものとします。

#### ■栗原地域 10 町村の総合計画との整合

この計画は、栗原地域 10 町村の総合計画と栗原地域広域町村圏計画等の理念を吸収しながら作成した「栗原地域合併将来構想」をもとに基本方針を作成し、具体的施策については、栗原地域 10 町村の実施計画等をもとに整合を図り、合併することによって必要となる施策や圏域が一体的に取り組むべき施策について取捨選択するものとします。

#### ■事業の選択

国・地方を通じた厳しい財政環境の中、限られた財源の重点的・効率的配分を基本に、有効性・効率性や緊急度・優先度等を十分検証し、新市のまちづくりに資する事業を選択するものとします。

#### ■ソフト面の重視

単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも重点をおいた創意工夫型の計画とします。

#### ■組織及び運営の合理化

行政区域が広くなる中で、多様で高度な行政ニーズへ対応していくため、行政組織の効率化及び人員配置の再編により、新市における合理的な組織の構築と運営の強化を図ります。

#### ■財政計画

財政計画は、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、施策の優先順位と今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望にたつて限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営のために策定するものであります。歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績を勘案しながら算定し、合併による歳出の削減効果を考慮し、普通会計ベースで作成します。

## 第2章 新市の概況

(本章については、計画策定当時の内容を記載しています。)

### 1 位置・土地利用状況



新市は宮城県の北西部に位置し、岩手県および秋田県と接しています。また、仙台圏域・古川圏域と一関圏域を結ぶ南北の交通ルート上にあるため、通勤・通学や消費行動などにおいて、それらの圏域との交流は密接であります。

新市の総面積は 804.93km<sup>2</sup> であり、宮城県総面積(7,285.3km<sup>2</sup>)の 11.0%を占めています。新市全体の地形は、東部では平地が多く、北西部では森林・原野が多い傾斜地となっています。

地目別面積をみると、栗駒山麓を中心とした森林・原野が約半数の 55.0%を占め、田畑が 23.4%、その他（河川、水路、水面、道路、その他）が 18.3%となっています。平地の多くが田畑として利用されており、稲作を中心とする土地利用となっています。

新市全体の土地利用をみると、東部の平地は田畑、住宅地、工業用地などに利用され、北西部は国定公園や保安林などの森林・原野が主体であり、自然が保護されています。

新市（10町村）

人口	84,947 人	(県内第5位 : 3.6%)
面積	804.93 km <sup>2</sup>	(県内第1位 : 11.0%)
農業粗生産額	2,759,000 万円	(県内第3位 : 12.5%)
製造品出荷額	15,177,682 万円	(県内第8位 : 3.9%)
商業年間販売額	10,787,650 万円	(県内第11位 : 0.9%)

※ 人口:平成12年国勢調査/総務省

面積:平成16年全国都道府県市町村別面積調査/国土地理院

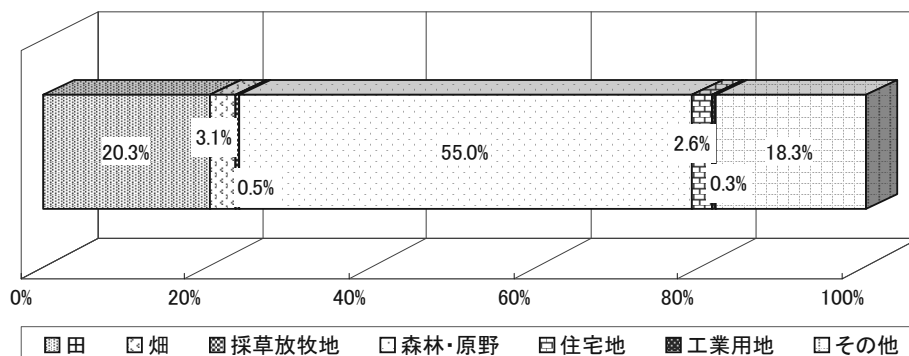
農業粗生産額:2000年世界農林業センサス/農林水産省

製造品出荷額:平成12年宮城県の工業/宮城県

商業年間販売額:平成11年商業統計表/経済産業省

※ 県内順位については、平成17年3月に向けて市町村合併に取り組んでいる新市町村枠組を考慮(全31市町村)(平成15年9月現在)

地目別面積構成比



資料:平成12年宮城県国土利用計画管理運営資料



## 2 気候・歴史

### ■ 気候

新市の気候は、全般的に内陸型気候で、平成 14 年における年間平均気温は平野部で 11.2℃、山間部では 8.7℃と、年間を通して 2℃程度の差があり、降水量は、山間部で年間 2,030 mmと平野の 2 倍近くとなっています。

また、積雪深においては平野部で 55 cm（平成 13 年 1 月）が最も多く、山間部では 210 cm（平成 13 年 3 月）となっています。

（資料：「平成 14 年宮城県気象月報」、「宮城県築館土木事務所、栗原郡降雪・積雪データ」）

### ■ 歴史

新市は、迫川、二迫川、三迫川、長崎川や小山田川などたくさんの川が奥羽山脈の山岳地帯からゆるやかな台地へと流れ河岸段丘、扇状地をつくり、旧石器時代からこの地に人々が住んでいたことが遺跡から明らかになっています。弥生時代には、現在の基幹産業というべき稲作農業が始まっています。

奈良時代には律令政府によって、蝦夷対策の推進施設として、この地に伊治城が築城されました。なお、平安時代の前九年・後三年の役を経て、藤原氏の支配下となり、平安時代は、京都と平泉を結ぶ南部街道が通っており、密接な交流や仏教信仰の様子をうかがうことができ、この道の存在が、平泉との関係を近づけたとも言えます。

応仁元年には、葛西氏と大崎氏が圏域内の地頭達を巻き込んで、勢力の接点である三迫で戦い、これ以後争乱が始まりましたが、仲介役を果たしたのが伊達氏です。

時代が進み伊達藩の支配下に入り、ここは、重臣・名門が配される場所で、城下町あるいは奥州街道の宿場町、迫川を主体とした船場町として重要な役割を果たしてきました。

### ■ 栗原地域の変遷

栗原地域に位置する自治体は、明治と昭和の合併で再編され、現在の 10 町村となっています。

築館町は、町制施行により明治 29 年 6 月 30 日、村から町へ変更され、昭和 29 年 8 月 10 日、玉沢村、宮野村、富野村と合併しています。さらに、「町村合併促進法」の廃止直前である昭和 31 年 8 月 10 日、栗駒町の一部が編入され、現在の築館町となっています。

若柳町は、明治 22 年 4 月 1 日、村から町へ変更され、昭和 29 年 12 月 1 日、有賀村、大岡村、畑岡村と合併しています。

栗駒町は、昭和 30 年 4 月 1 日、岩ヶ崎町、尾松村、鳥矢崎村、文字村、栗駒村および姫松村片子沢、姫松村宝来と合併して誕生しています。その後、昭和 31 年 8 月 10 日、栗駒町の一部が築館町と一迫町へ編入されています。

高清水町は、明治 35 年 7 月 15 日の町制施行によって村から町へと変わり、昭和 30 年 4 月 14 日、古川市の一部が編入され現在に至っています。

一迫町は、大正 12 年 4 月 10 日の町制施行により村から町へと変わり、昭和 30 年 4 月 1 日、長崎村、金田村、姫松村玉沢と合併しています。その後、昭和 31 年 8 月 10 日、前述のとおり、栗駒町の一部が編入されています。

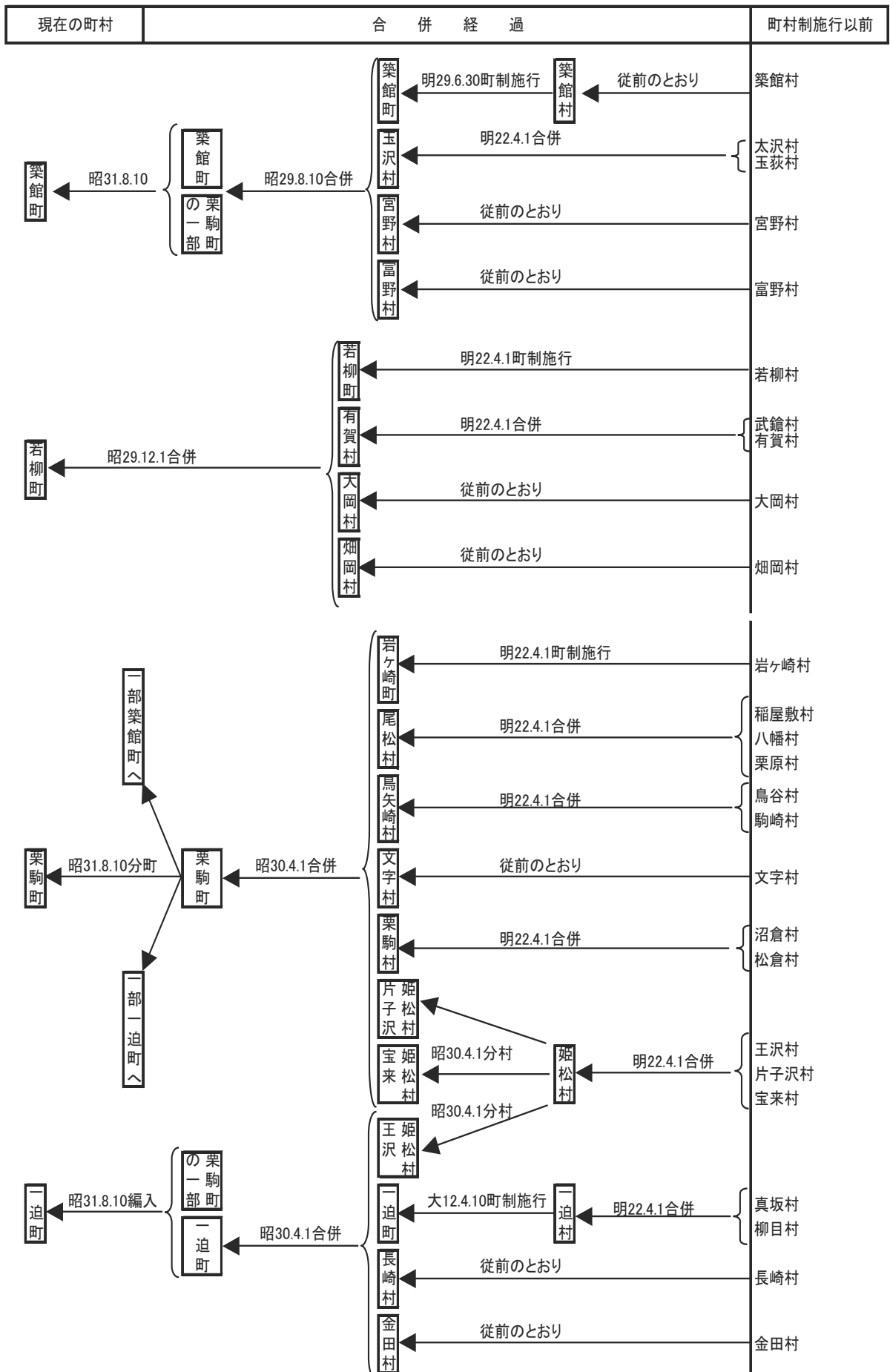
瀬峰町は、明治 22 年 4 月 1 日、藤沢村と大里村の合併で誕生した藤里村が、昭和 26 年 4 月 1 日の町制施行により藤里町へと変わり、同年 4 月 2 日の名称変更によって瀬峰町となっています。

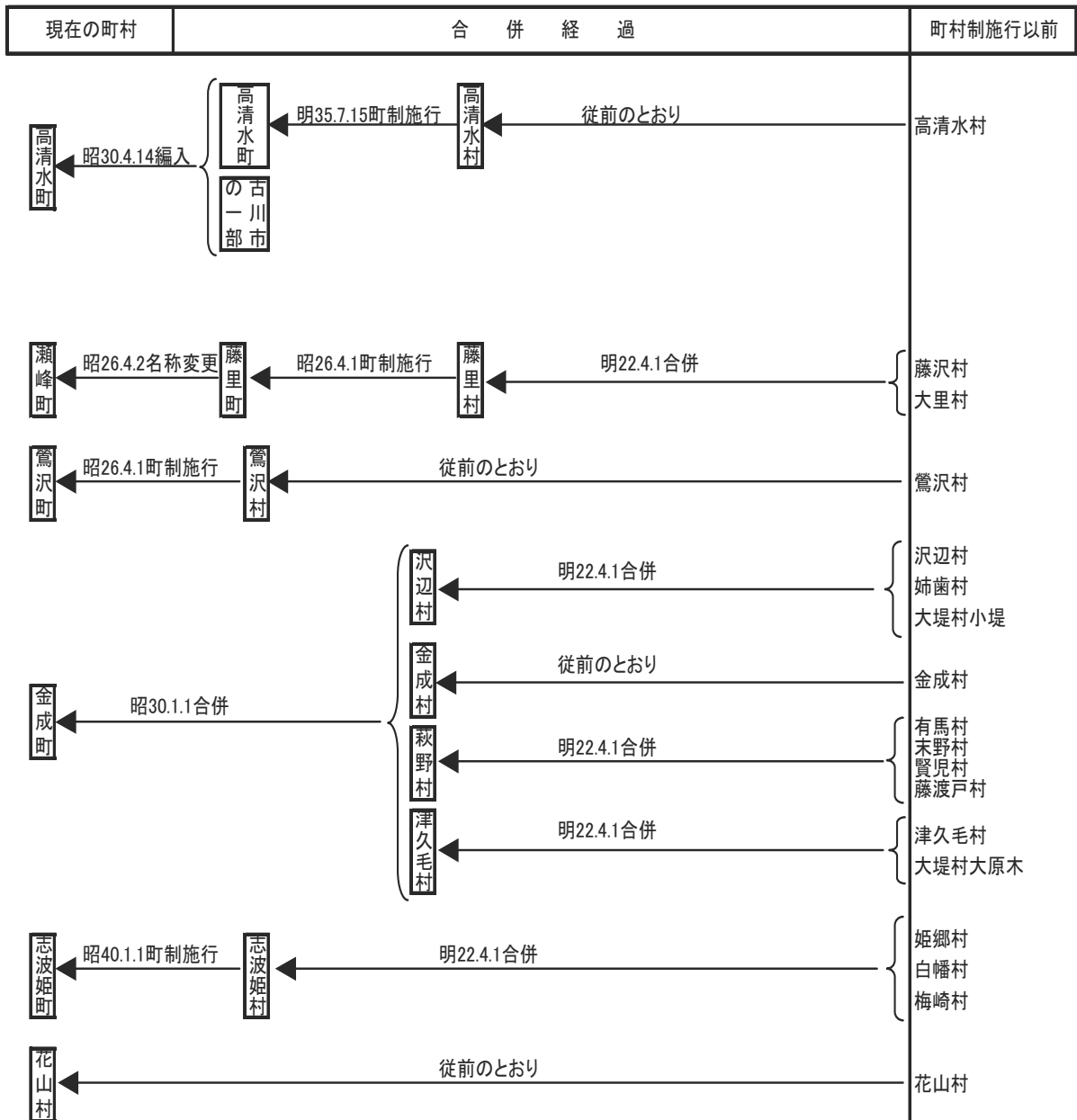
鶯沢町は、昭和 26 年 4 月 1 日の町制施行により村から町へ変更されています。

金成町は、沢辺村、金成村、萩野村、津久毛村が昭和 30 年 1 月 1 日、合併して誕生しています。

志波姫町は、明治の大合併により明治 22 年 4 月 1 日、姫郷村、白幡村、梅崎村が合併して生まれた志波姫村が、昭和 40 年 1 月 1 日の町制施行によって町へと変更され、現在に至っています。

花山村は合併を行わないまま、現在に至っています。





(資料)平成13年版 宮城県市町村要覧 平成13年7月

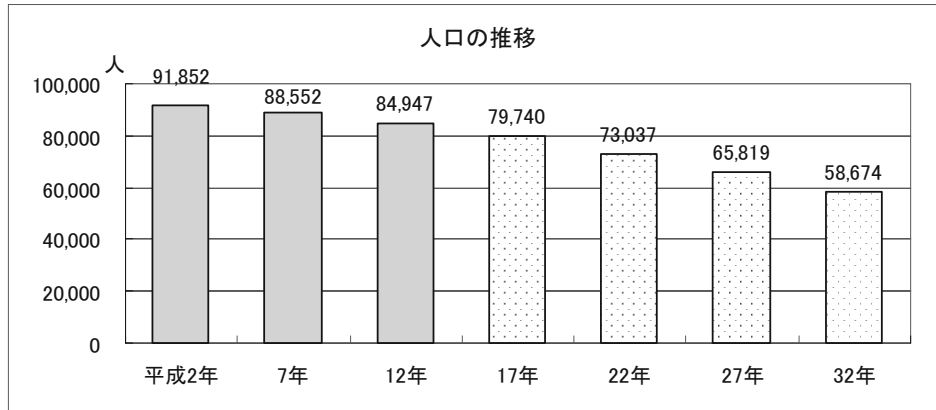
### 3 人口・世帯数

新市の総人口は減少傾向にあり、将来の推計人口(コーホート要因法)においても、減少が続くと見込まれています。

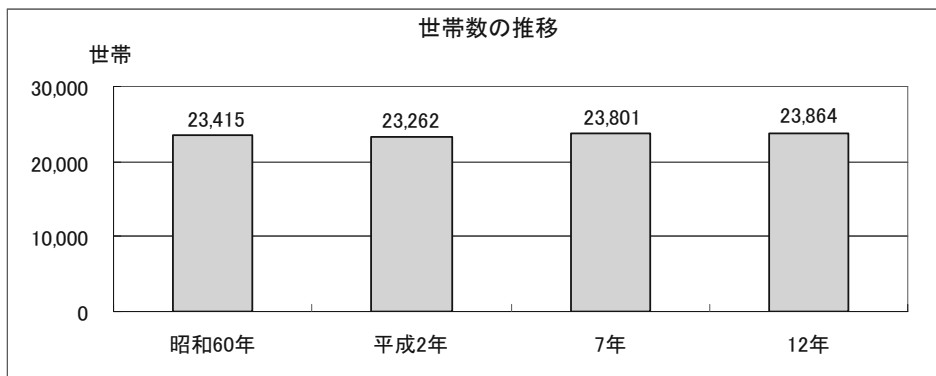
人口は、平成2年の91,852人から平成32年の58,674人に減少すると推計されています。

また、世帯数は、昭和60年から平成12年にかけて、総人口とは異なり微増の傾向にあります。

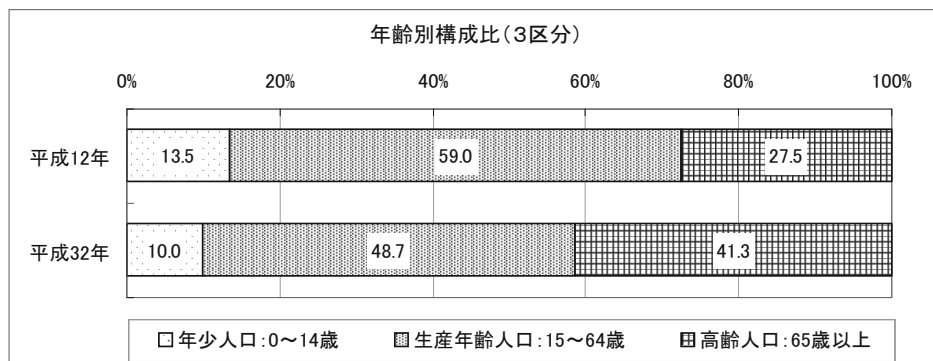
年齢構成は、年少人口(0～14歳)の減少と高齢人口(65歳以上)の増加が進み、平成12年の年少人口は13.5%でしたが、平成32年には10.0%と、約4分の3に減少すると見込まれています。これに対して高齢人口は、27.5%から41.3%へ、約1.5倍に増加すると推計されています。



資料：各年国勢調査  
平成17年以降県推計値【コーホート要因法】



資料：各年国勢調査

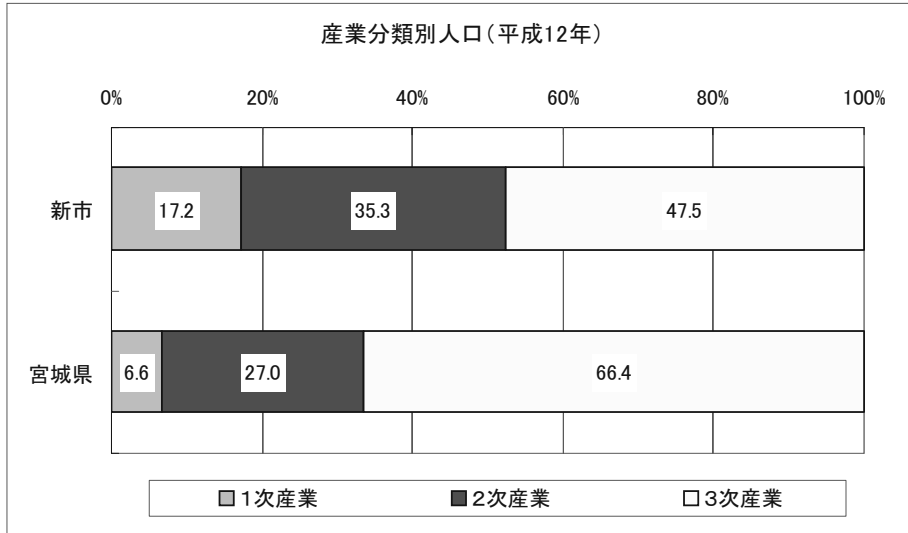


資料：平成12年国勢調査  
平成32年県推計値【コーホート要因法】

## 4 産業

### (1) 就業人口

全体的な傾向や就業人口構成は、平成12年のデータによると、第1次産業17.2%、第2次産業35.3%、第3次産業47.5%となっています。宮城県全体の割合と比較して、第1次産業、第2次産業の比率が高くなっています。

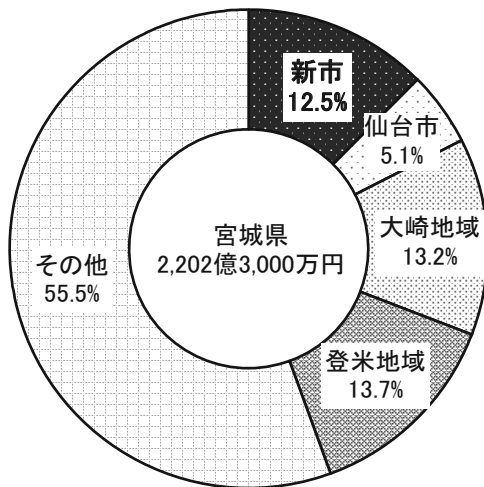


資料：平成12年国勢調査

### (2) 農業

新市は、水稻において国内有数の生産地であり、畜産の振興も図られています。減反政策の影響や少子高齢化による後継者不足など、農業を取巻く環境は厳しいですが、花きや収益性のある野菜等、作付けの多様化もみられます。

宮城県全体で新市が占める農業粗生産額の割合は12.5%であり、農業を基幹産業とする地域となっています。



平成12年 農業粗生産額

#### ○農家戸数

単位：戸

総農家数	9,149
うち専業	978
うち第一種兼業	1,268
うち第二種兼業	6,903

資料：2000年世界農林業センサス

#### ○農業粗生産額

単位：百万円

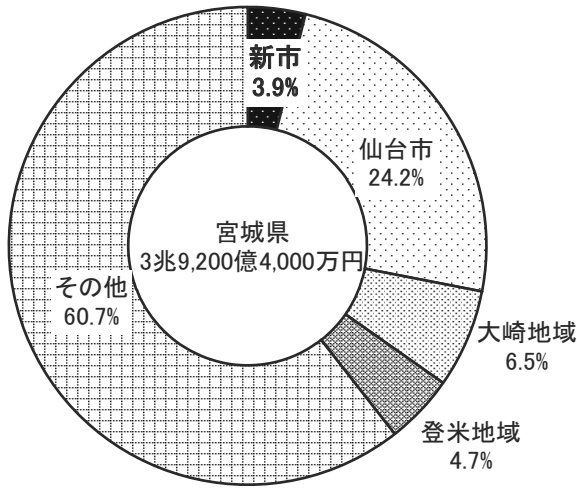
農業粗生産額	27,590
うち米	15,000
うち野菜花き果実	2,450
うち畜産	9,460
うちその他	680

資料：平成12年生産農業所得統計

### (3) 工業

新市の産業分類別の事業所数は、食料品製造業 56 事業所、電気機械器具製造業 55 事業所、衣服・その他の繊維製品製造業 42 事業所の順となっています。

宮城県全体で新市が占める製造品出荷額の割合は 3.9% となっています。



平成 12 年 製造品出荷額

平成12年 産業分類別製造品出荷額

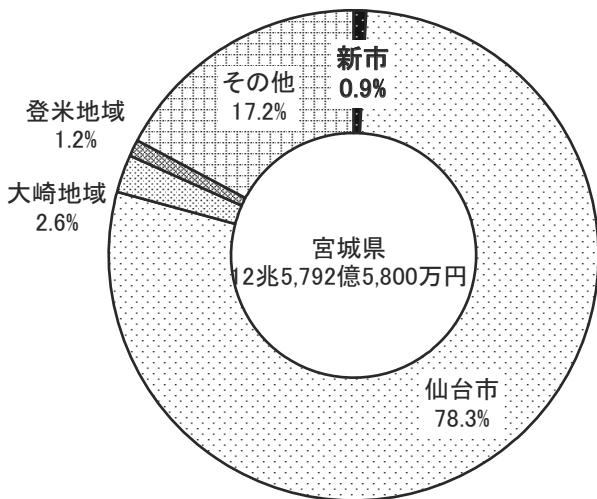
分類	事業所数	製造品出荷額(万円)
食料品製造業	56	2,357,072
飲料・たばこ・飼料製造業	5	187,772
衣服・その他の繊維製品製造業	42	697,303
木材、木製品製造業	20	220,919
出版・印刷・同関連産業	14	386,524
プラスチック製品製造業	20	717,206
ゴム製品製造業	6	375,107
窯業・土石製品製造業	18	4,361,674
非鉄金属製造業	4	401,310
金属製品製造業	18	1,558,884
一般機械器具製造業	16	545,394
電気機械器具製造業	55	2,592,522
輸送用機械具製造業	7	331,415
その他の製造業	71	444,580
計	352	15,177,682

資料：平成 12 年宮城県の工業

### (4) 商業

新市の産業分類別の商店数と従業者数は、卸売業が 150 店、893 人となっています。小売業については 1,319 店、5,133 人であり、そのうち飲食料品小売業が 522 店で約 40% を占めています。

宮城県全体で新市が占める年間販売額の割合は 0.9% となっています。



平成 11 年 年間商品販売額

平成11年 商業実績

	単位：店、人、万円		
	卸売業計	小売業計	合計
商店数	150	1,319	1,469
従業員数	893	5,133	6,026
年間販売金額	3,079,770	7,707,880	10,787,650
その他の収入	99,627	231,144	330,771
一商店当たり	15,348	5,553	6,719
従業員一人当たり	2,652	1,406	1,613

資料：平成11年 商業統計表

## 5 交通基盤

交通基盤の整備状況では、平地の多い東部に仙台から一関・盛岡へと延びる主要ルートが位置しており、高速交通網として東北新幹線くりこま高原駅および東北縦貫自動車道の築館 I C、若柳金成 I C が整備されています。そのうち、インターチェンジの周辺には工業用地の確保や整備が進められています。

また、一般国道では国道 4 号、在来線では J R 東北本線が並行して整備されており、地域間の交流、結びつきを支えています。

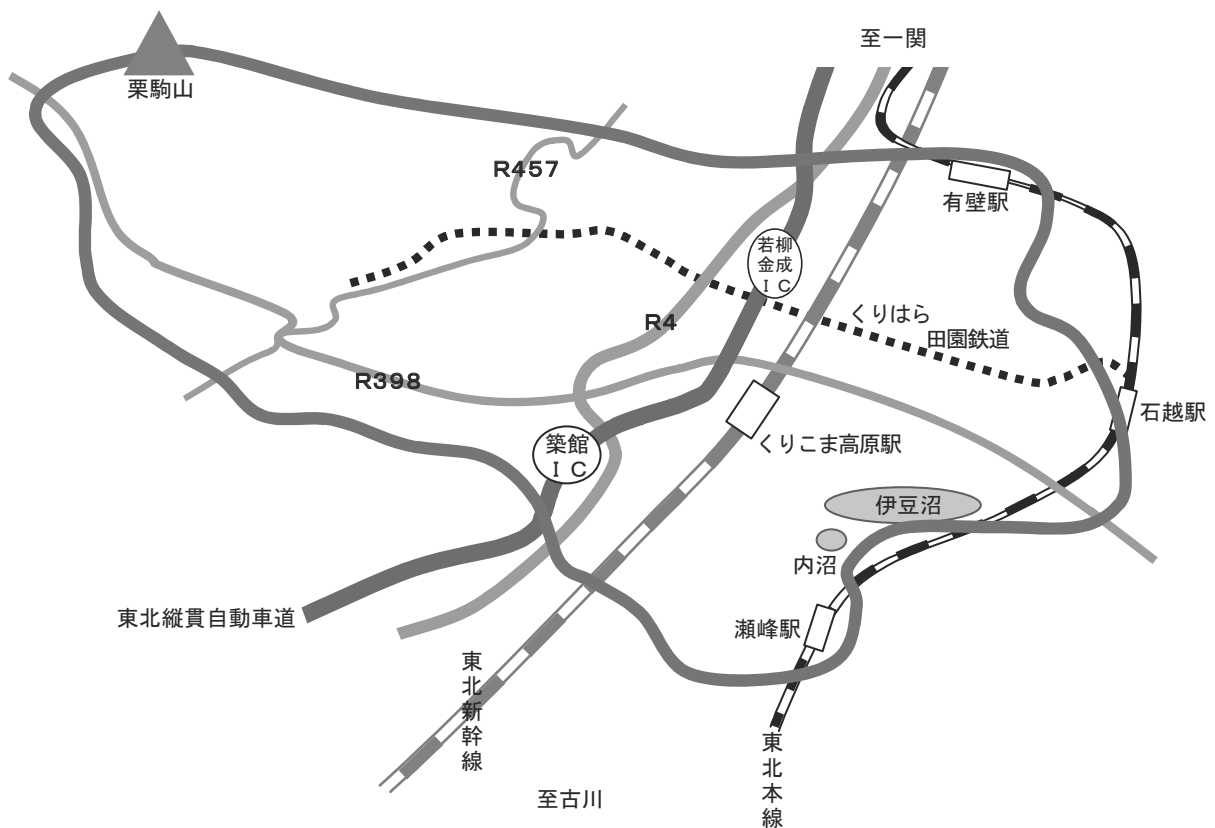
本地域内の東西を結ぶ「くりはら田園鉄道」は、「くりでん」の愛称で知られ、過去に事業内容や名称を何度か変更し、現在は通学・通院などを中心に利用されています。

地域内交通は、全般に自動車の利用が多く、国道 4 号、国道 398 号、国道 457 号を中心として、県道、町村道、広域農道などが自動車交通を支えています。

地域内の路線バスは、栗原中央病院を中心に、各地域までのルートを行っています。

このほか、東北縦貫自動車道を利用した仙台間的高速バスも運行されています。

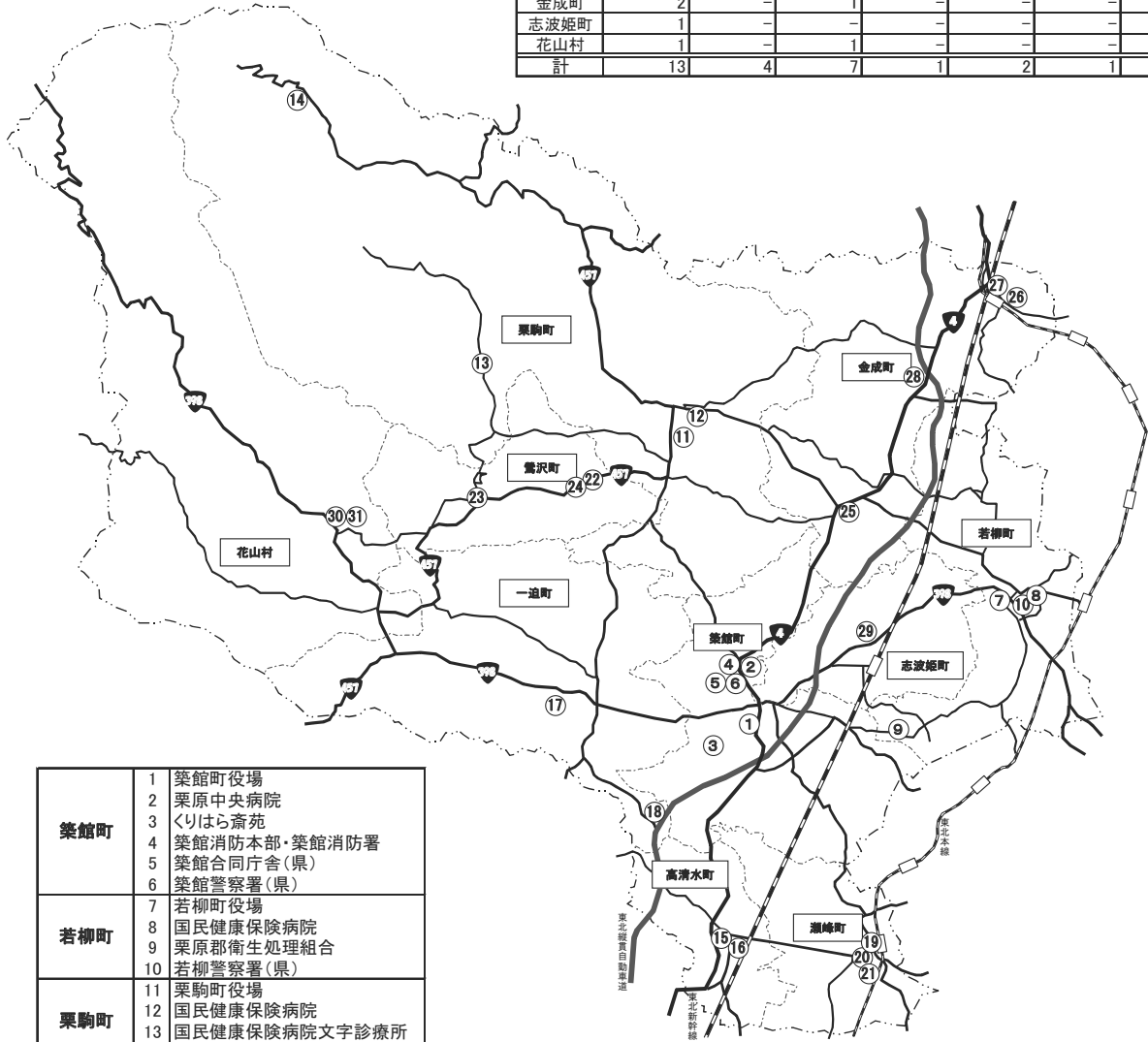
【主要交通基盤】



## 6 公共の施設

### ■ 役場・病院・消防署・警察署等

	役場	病院	診療所等	消防署	警察署	斎園	衛生施設
築館町	2	1	-	1	1	1	-
若柳町	1	1	-	-	1	-	1
栗駒町	1	1	2	-	-	-	-
高清水町	1	-	1	-	-	-	-
一迫町	1	-	-	-	-	-	1
瀬峰町	1	1	1	-	-	-	-
鶯沢町	2	-	1	-	-	-	-
金成町	2	-	1	-	-	-	1
志波姫町	1	-	-	-	-	-	-
花山村	1	-	1	-	-	-	-
計	13	4	7	1	2	1	3

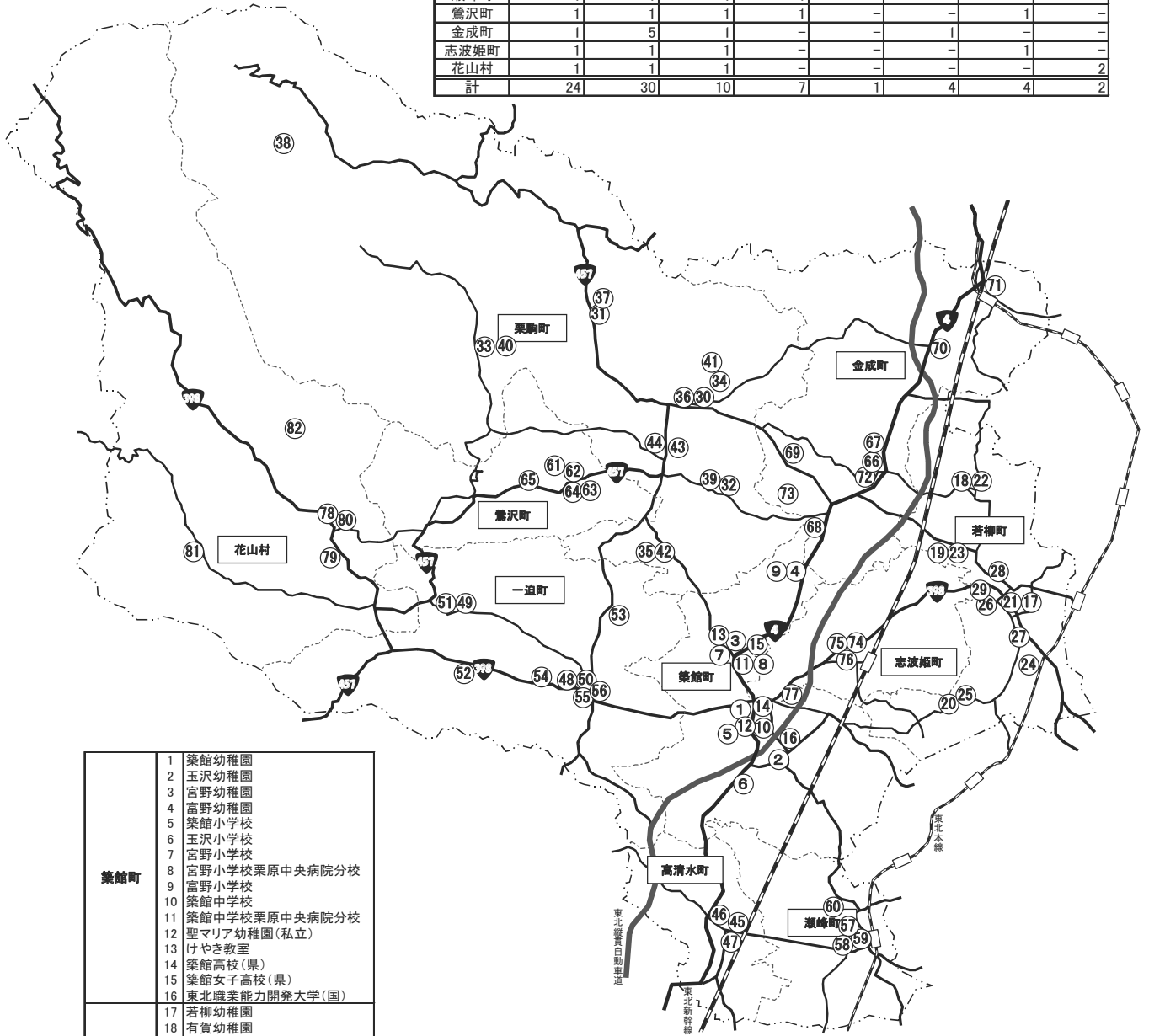


築館町	1	築館町役場
	2	栗原中央病院
	3	くりはら斎苑
	4	築館消防本部・築館消防署
	5	築館合同庁舎(県)
	6	築館警察署(県)
若柳町	7	若柳町役場
	8	国民健康保険病院
	9	栗原郡衛生処理組合
	10	若柳警察署(県)
栗駒町	11	栗駒町役場
	12	国民健康保険病院
	13	国民健康保険病院文字診療所
	14	耕英へき地診療所
高清水町	15	高清水町役場
	16	国民健康保険診療所
一迫町	17	一迫町役場
	18	栗原クリーンセンター
瀬峰町	19	瀬峰町役場
	20	国民健康保険診療所
	21	県立循環器・呼吸器病センター
鶯沢町	22	鶯沢町役場
	23	鶯沢町役場 細倉出張所
	24	国民健康保険鶯沢町医院
金成町	25	金成町役場
	26	金成町役場 萩野支所
	27	萩野診療所
志波姫町	28	栗原広域最終処分場
花山村	29	志波姫町役場
	30	花山村役場
	31	国民健康保険診療所



■教育施設

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学	養護学校	給食センター	教育施設
築館町	4(私立1)	4	1	2	1	3	-	-
若柳町	4(私立1)	5	1	1	-	-	1	-
栗駒町	6	7	1	1	-	-	-	-
高清水町	1	1	1	-	-	-	-	-
一迫町	2	4	1	1	-	-	1	-
瀬峰町	1	1	1	1	-	-	-	-
鶯沢町	1	1	1	1	-	-	1	-
金成町	1	5	1	-	-	1	-	-
志波姫町	1	1	1	-	-	-	1	-
花山村	1	1	1	-	-	-	-	2
計	24	30	10	7	1	4	4	2



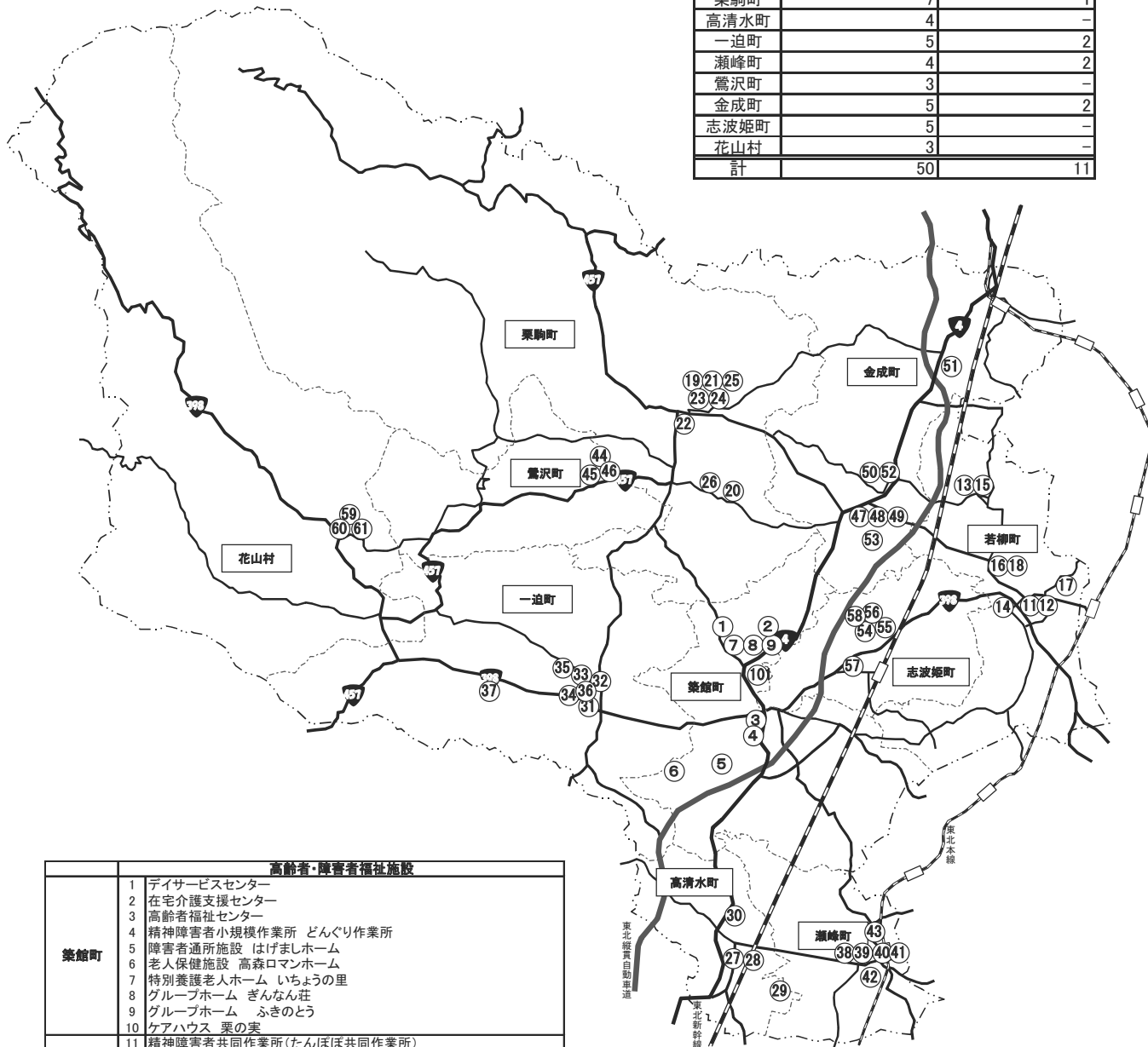
築館町	1	築館幼稚園
	2	玉沢幼稚園
	3	宮野幼稚園
	4	富野幼稚園
	5	築館小学校
	6	玉沢小学校
	7	宮野小学校
	8	宮野小学校栗原中央病院分校
	9	富野小学校
	10	築館中学校
	11	築館中学校栗原中央病院分校
	12	聖マリア幼稚園(私立)
	13	けやき教室
	14	築館高校(県)
	15	築館女子高校(県)
	16	東北職業能力開発大学(国)
若柳町	17	若柳幼稚園
	18	有賀幼稚園
	19	大岡幼稚園
	20	畑岡幼稚園
	21	若柳小学校
	22	有賀小学校
	23	大岡小学校
	24	大目小学校
	25	畑岡小学校
	26	若柳中学校
	27	学校給食センター
28	よしの幼稚園(私立)	
29	迫桜高校(県)	
栗駒町	30	岩ヶ崎幼稚園
	31	栗駒幼稚園
	32	尾松幼稚園
	33	文字幼稚園
	34	鳥矢崎幼稚園
	35	宝来幼稚園
	36	岩ヶ崎小学校
	37	栗駒小学校
	38	栗駒小学校耕英分校
	39	尾松小学校
	40	文字小学校
	41	鳥矢崎小学校
	42	宝来小学校
	43	栗駒中学校
	44	岩ヶ崎高校(県)

高清水町	45	高清水幼稚園
	46	高清水小学校
	47	高清水中学校
一迫町	48	一迫幼稚園
	49	金田幼稚園
	50	一迫小学校
	51	金田小学校
	52	長崎小学校
	53	姫松小学校
	54	一迫中学校
	55	学校給食センター
	56	一迫商業高校(県)
瀬峰町	57	瀬峰幼稚園
	58	瀬峰小学校
	59	瀬峰中学校
	60	築館高校瀬峰校(県)

鶯沢町	61	鶯沢幼稚園
	62	鶯沢小学校
	63	鶯沢中学校
	64	学校給食共同調理場
	65	鶯沢工業高校(県)
金成町	66	金成幼稚園
	67	金成小学校
	68	沢辺小学校
	69	津久毛小学校
志波姫町	70	萩野第二小学校
	71	萩野小学校
	72	金成中学校
	73	金成養護学校(県)
花山村	74	ふたば幼稚園
	75	志波姫小学校
	76	志波姫中学校
	77	栗原南部学校給食センター
	78	花山幼稚園
79	花山小学校	
80	花山中学校	
81	森林科学館(県)	
82	花山少年自然の家	

■高齢者・障害者福祉施設

	高齢者福祉施設	障害者福祉施設
築館町	8	2
若柳町	6	2
栗駒町	7	1
高清水町	4	-
一迫町	5	2
瀬峰町	4	2
鶯沢町	3	-
金成町	5	2
志波姫町	5	-
花山村	3	-
計	50	11

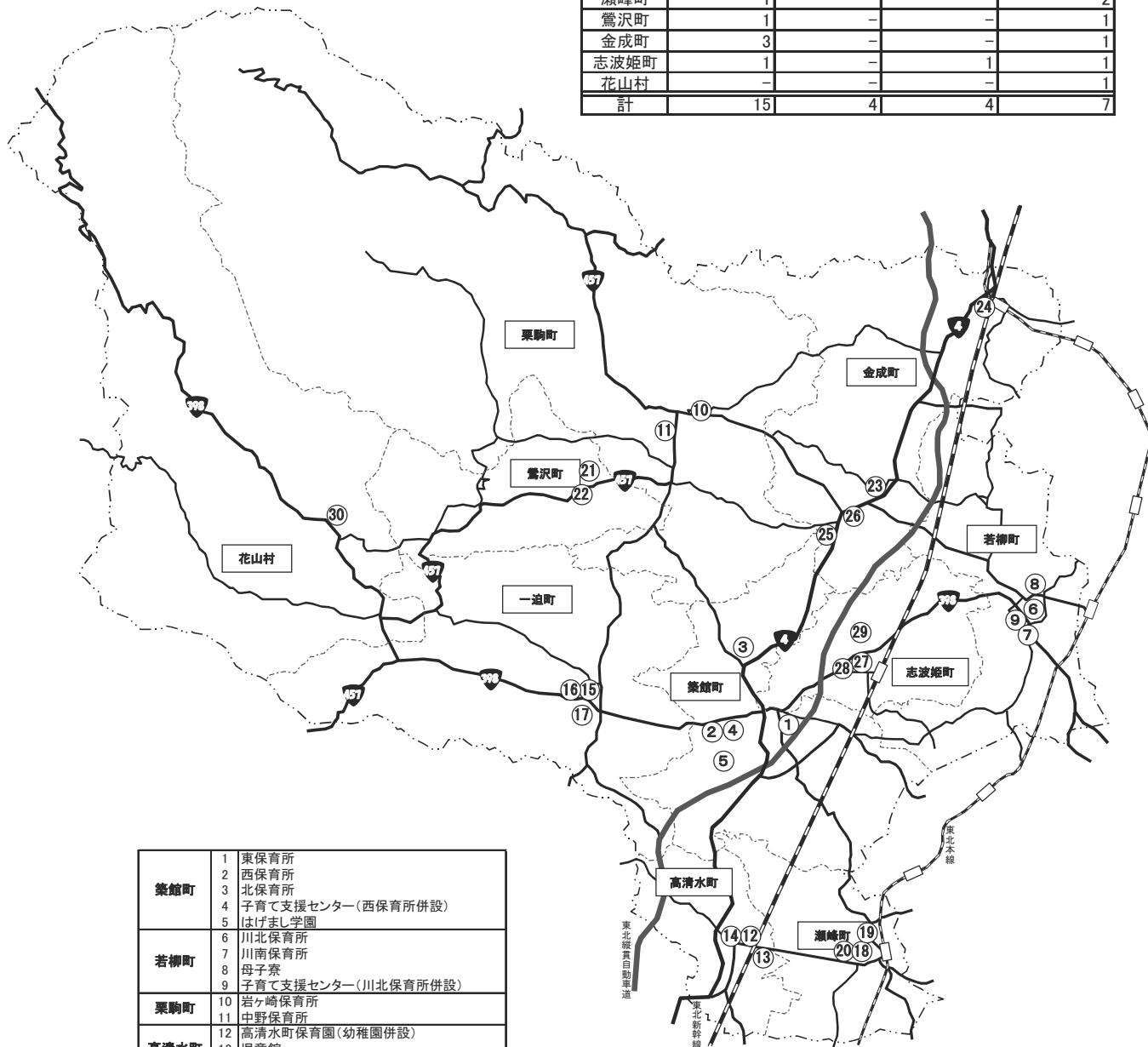


高齢者・障害者福祉施設	
築館町	1 デイサービスセンター
	2 在宅介護支援センター
	3 高齢者福祉センター
	4 精神障害者小規模作業所 どんぐり作業所
	5 障害者通所施設 はげましホーム
	6 老人保健施設 高森ロマンホーム
	7 特別養護老人ホーム いちようの里
	8 グループホーム ぎんなん荘
	9 グループホーム ふきのとう
	10 ケアハウス 栗の実
若柳町	11 精神障害者共同作業所(たんぼぼ共同作業所)
	12 知的障害者更生施設 プロメッサ若柳分場
	13 デイサービスセンター
	14 在宅介護支援センター
	15 特別養護老人ホーム 若藤園
	16 老人保健施設 グレイスガーデン
	17 グループホーム SAKURA
18 グループホーム まいはあと	
栗駒町	19 デイサービスセンター
	20 高齢者地域福祉施設 さんさんドリーム
	21 在宅介護支援センター
	22 高齢者コミュニティセンター
	23 福祉作業所 三島希望の家
	24 精神障害者小規模作業所 駒草ハウス(福祉作業所内)
高清水町	25 特別養護老人ホーム 愛光園
	26 グループホーム 快栗駒
	27 保健福祉センター(ほっと館)
	28 在宅介護支援センター
一迫町	29 高齢者ふれあいセンター(外沢田)
	30 高齢者ふれあいセンター(善光寺)
	31 老人福祉センター
花山村	32 高齢者生活福祉センター(通所介護部門、デイサービス部門、居住部門)
	33 特別養護老人ホーム 山王
	34 ケアハウス 山王
	35 グループホーム こもれびの家
	36 知的障害者更生施設 プロメッサ一迫分場
	37 精神障害者小規模作業所(母子健康センター内)

瀬峰町	38 デイサービスセンター(きりり館内)
	39 在宅介護支援センター(きりり館内)
	40 知的障害者更生施設 プロメッサ瀬峰分場
	41 精神障害者共同作業所 はこべ作業所(きりり館内)
鶯沢町	42 特別養護老人ホーム 白鳥苑
	43 介護老人保健福祉施設 藤の里(H16.4開業予定)
	44 デイサービスセンター
金成町	45 在宅介護支援センター
	46 老人福祉センター
	47 デイサービスセンター(やすらぎセンター内)
	48 在宅介護支援センター(やすらぎセンター内)
	49 精神障害者小規模作業所(やすらぎセンター内)
志波姫町	50 デイサービスセンター(まりあの家内)
	51 老人保健施設 シエスタ
	52 グループホーム まりあの家
	53 知的障害者更生施設 プロメッサ
	54 デイサービスセンター
花山村	55 在宅介護支援センター
	56 特別養護老人ホーム 千葉福寿園
	57 グループホーム しわひめ
	58 グループホーム なごみ
花山村	59 高齢者生活福祉センター 湖畔の郷
	60 在宅介護支援センター(湖畔の郷内)
	61 デイサービスセンター(湖畔の郷内)

■保健・児童福祉施設

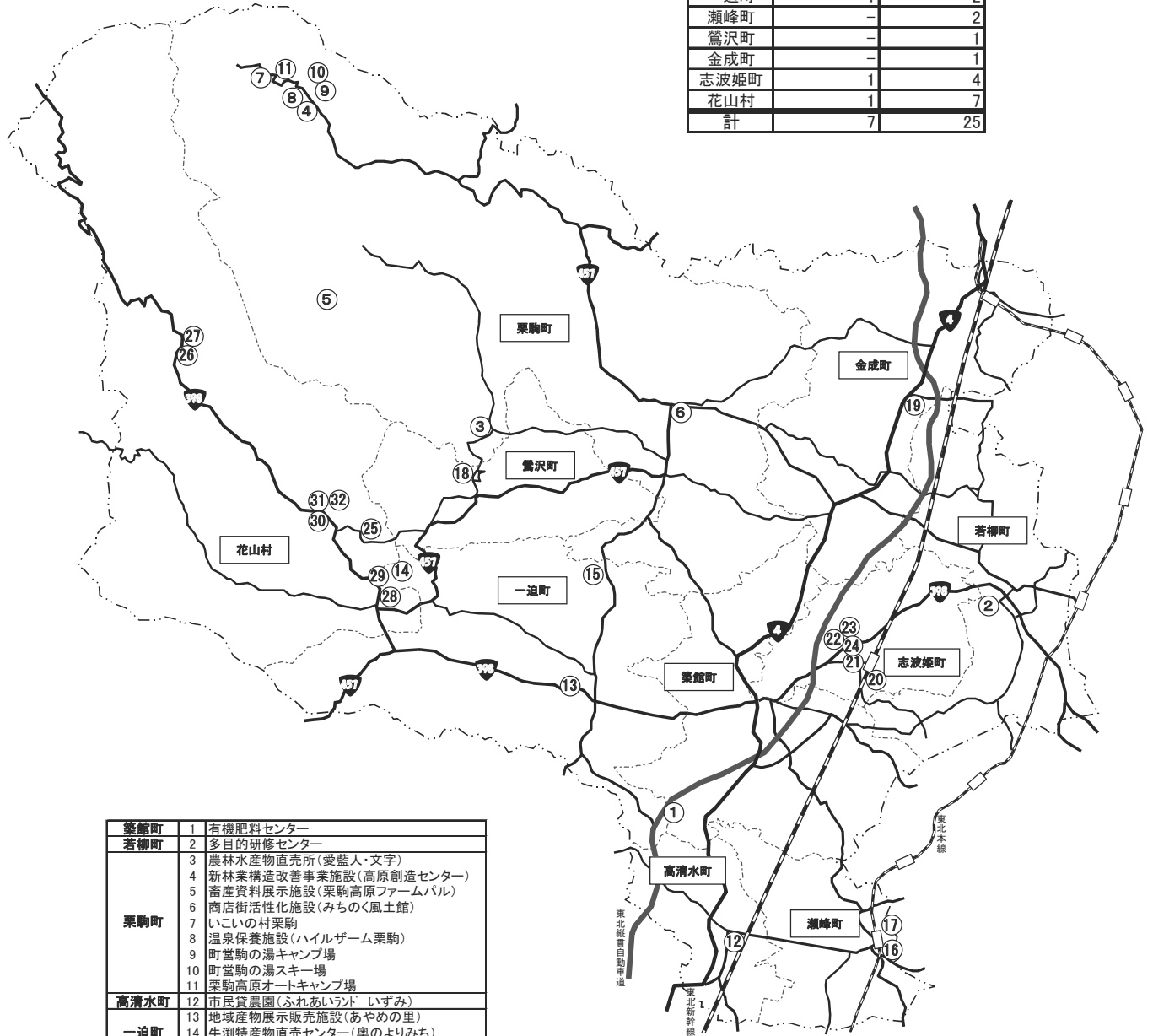
	保育所	支援センター	児童福祉施設	保健福祉施設
築館町	3	1	1	-
若柳町	2	1	1	-
栗駒町	2	-	-	-
高清水町	1	1	1	-
一迫町	1	1	-	1
瀬峰町	1	-	-	2
鶯沢町	1	-	-	1
金成町	3	-	-	1
志波姫町	1	-	1	1
花山村	-	-	-	1
計	15	4	4	7



築館町	1	東保育所
	2	西保育所
	3	北保育所
	4	子育て支援センター(西保育所併設)
	5	はげまし学園
若柳町	6	川北保育所
	7	川南保育所
	8	母子寮
栗駒町	9	子育て支援センター(川北保育所併設)
	10	岩ヶ崎保育所
高清水町	11	中野保育所
	12	高清水町保育園(幼稚園併設)
	13	児童館
	14	子育て支援センター(保育園併設)
一迫町	15	一迫町保育所
	16	子育て支援センター(保育所併設)
	17	母子健康センター
瀬峰町	18	瀬峰町保育所
	19	保健センター(きらり館)
	20	農林漁家高齢者センター
鶯沢町	21	鶯沢町保育所
	22	母子健康センター
金成町	23	金成保育所
	24	萩野保育所
	25	沢辺保育所
	26	地域福祉総合ケアセンター(やすらぎセンター)
志波姫町	27	志波姫町立保育所
	28	志波姫町立児童館
	29	保健センター(この花さくや姫プラザ)
花山村	30	保健センター

■産業・観光施設

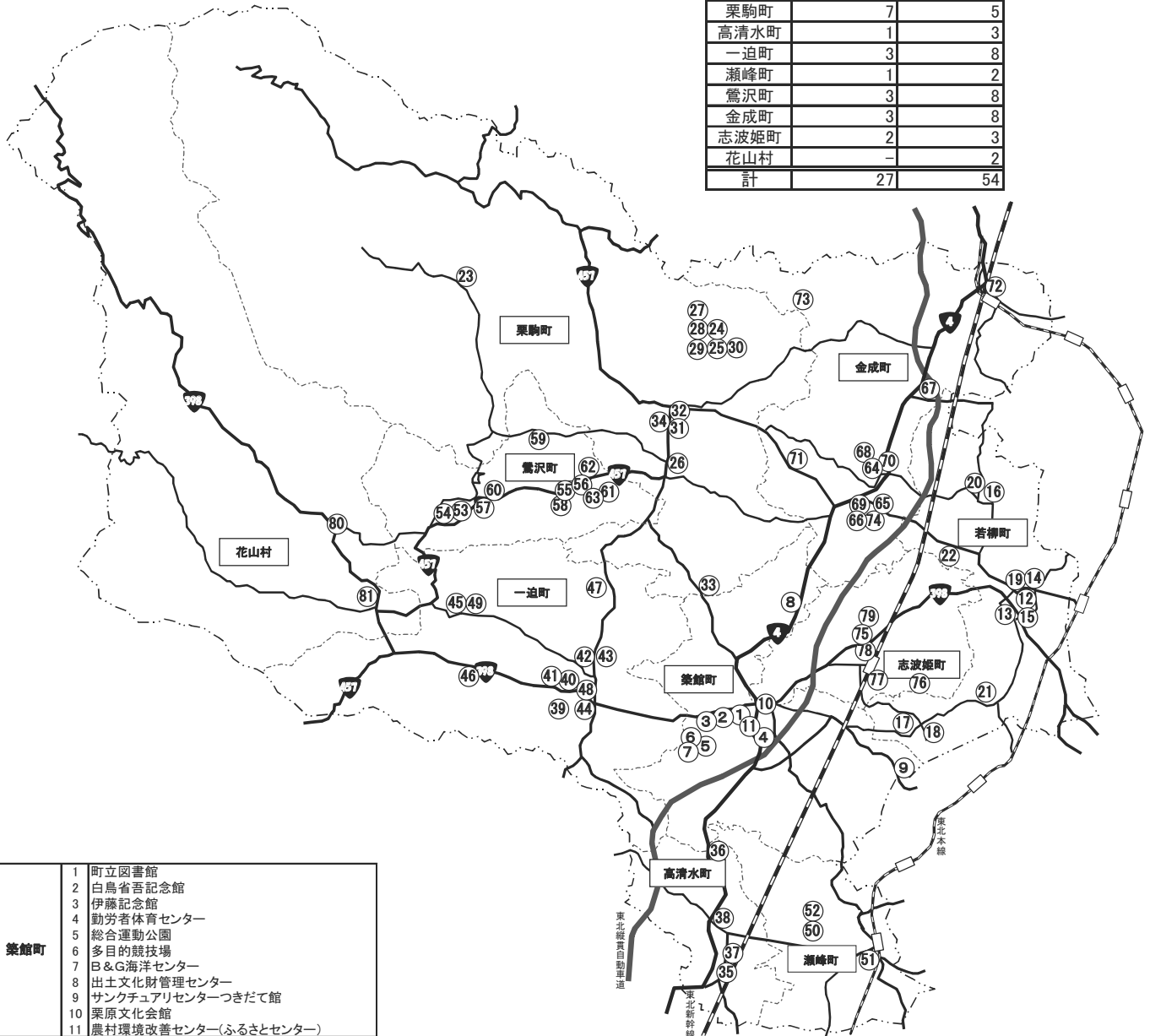
	産業施設	観光施設
築館町	1	-
若柳町	1	-
栗駒町	2	7
高清水町	-	1
一迫町	1	2
瀬峰町	-	2
鶯沢町	-	1
金成町	-	1
志波姫町	1	4
花山村	1	7
計	7	25



築館町	1	有機肥料センター
若柳町	2	多目的研修センター
栗駒町	3	農林水産物直売所(愛藍人・文字)
	4	新林業構造改善事業施設(高原創造センター)
	5	畜産資料展示施設(栗駒高原ファームバル)
	6	商店街活性化施設(みちのく風土館)
	7	いいこの村栗駒
	8	温泉保養施設(ハイルザーム栗駒)
	9	町営駒の湯キャンプ場
高清水町	10	町営駒の湯スキー場
	11	栗駒高原オートキャンプ場
高清水町	12	市民貸農園(ふれあいランド いずみ)
一迫町	13	地域産物展示販売施設(あやめの里)
	14	牛蒡特産物直売センター(奥のよしみち)
一迫町	15	農村婦人の家
瀬峰町	16	農産物直売所(菜っちゃんハウス)
	17	五輪堂山公園
鶯沢町	18	細倉メインパーク
金成町	19	保養センター(金成延年閣)・屋内ゲートボール場
志波姫町	20	くりはら交流プラザ(観光物産館)
	21	カリヨン公園
	22	農村婦人の家
	23	農産物直売所(彩葉ハウス姫っこ)
花山村	24	農産物直売所(たんぼぼ)
	25	花山青少年旅行村
	26	花山温泉 湯湯山荘
	27	花山村寒湯番所跡
	28	千葉周作ゆかりの家
	29	地域産物展示販売施設(湖畔のみせ旬彩)
	30	ミズパショウ公園
	31	道の駅路田里はなやま(自然薯の館)
	32	花山村交流センター(ふるさと交流館)

■スポーツ・文化施設・コミュニティ施設

	スポーツ施設	文化施設
築館町	4	7
若柳町	3	8
栗駒町	7	5
高清水町	1	3
一迫町	3	8
瀬峰町	1	2
鶯沢町	3	8
金成町	3	8
志波姫町	2	3
花山村	-	2
計	27	54



築館町	1	町立図書館
	2	白鳥省吾記念館
	3	伊藤記念館
	4	勤労者体育センター
	5	総合運動公園
	6	多目的競技場
	7	B&G海洋センター
	8	出土文化財管理センター
	9	サンクチュアリセンターつきだて館
	10	栗原文化会館
	11	農村環境改善センター(ふるさとセンター)
若柳町	12	総合文化センター(ドリーム パル)
	13	総合体育館(アスパルわかやなぎ)
	14	郷土資料館
	15	野球場
	16	有賀運動公園
	17	伊豆沼ウェットランド交流館
	18	伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
	19	中央公民館
	20	有賀公民館兼コミュニティセンター
	21	畑岡公民館
	22	大岡公民館
栗駒町	23	文字郷土文化保存伝習館
	24	栗駒町総合体育館
	25	栗駒町市民プール
	26	栗駒町民武道館
	27	栗駒町総合運動公園
	28	栗駒町庭球場
	29	栗駒勤労者体育センター(栗駒球場)
	30	サン・スポーツランド栗駒(多目的グラウンド)
	31	栗駒伝統文化の伝承館(みちのく伝創館)
	32	栗駒町公民館
	33	活性化センター・芋埜(宝来の里)
高清水町	34	農民健康増進センター
	35	生涯学習館(You遊21)
	36	高清水体育センター
	37	高清水町公民館
38	コミュニティセンター	

一迫町	39	一迫町民柔剣道場
	40	山王考古館
	41	埋蔵文化財センター(山王ろまん館)
	42	町民野球場
	43	庭球場・多目的広場
	44	中央公民館
	45	金田公民館
瀬峰町	46	長崎公民館
	47	姫松公民館
	48	活性化センター
	49	農村環境改善センター
鶯沢町	50	町民総合運動場・トレーニングセンター・柔剣道場
	51	瀬峰町公民館
	52	農村環境改善センター(テアホール)
	53	鉢山資料館
	54	郷土資料館
	55	鶯沢体育館
	56	町民水泳プール
	57	細倉体育館
	58	鶯沢町公民館
	59	鶯沢町公民館北郷分館
	60	鶯沢町公民館細倉分館
	61	多目的研修センター
	62	振興センター
	63	就業改善センター

金成町	64	歴史民俗資料館
	65	体育センター
	66	運動公園(ゆうゆうグラウンド、わんぱく広場)
	67	健康広場(野球場、陸上競技場、テニスコート)
	68	過疎地域総合センター(けやき会館)
	69	生涯学習センター・中央公民館
	70	金成公民館
志波姫町	71	津久毛公民館
	72	萩野公民館
	73	野外活動センター
	74	農村環境改善センター
花山村	75	志波姫町体育センター
	76	志波姫町運動公園
	77	くりはら交流プラザ(アクアエア)
花山村	78	志波姫町公民館
	79	農村環境改善センター(この花さくや姫プラザ)
80	花山村公民館	
81	草木コミュニティセンター	

## 第3章 新市建設の基本方針

### 1 将来像と基本理念

新市将来構想や住民ワークショップ、まちづくり住民意向調査の結果を踏まえて、新市の将来像と基本理念を次のように定めます。

#### 【将来像】

### 交流と発展 夢あふれる 栗原

3つのCで活性化 一人ひとりの力が地域をつくる

Communication  
コミュニケーション

Community  
コミュニティ

Challenge  
チャレンジ

#### ● Communication (コミュニケーション)・・・対話・相互理解・連携・交流

10町村が新たな一つの大きな市になることにより、地域や人々が持つ個性、資源、知識等を活かし、さらに相互に高め合いながら、より住みよい「まちづくり」を目指します。

そのためにも、互いの地域が理解し合い、ともに手を取り合って「新しいまち」を築いていく必要があります。

また、新市のもつ魅力を首都圏など、広く内外に情報発信し、それらの人々と交流しながら、それぞれの良さを高めていきます。

#### ● Community (コミュニティ)・・・地域文化・住民自治

地域の主役は、そこに住む住民の方々です。生活風習、地域の持つ文化など、それぞれの持つ個性を消すことなく、さらに磨くことによって「新しいまち」の輝きが増します。

そのためにも、住民が主体的に活動し、特徴のあるまちづくりを行っていく必要があります。

また、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」といった住民自治の原点にたち帰り、地域に愛着を持ち、誇りの持てる魅力と活力のある「まちづくり」を目指します。

#### ● Challenge (チャレンジ)・・・行政改革・住民協働

地方分権の流れによって、これからは住民にとってもっとも身近な行政体である市町村が「自ら決定し、自らが責任を持つ」といった原則のもとで、明確な方針により、効率よく施策の展開が行えるように、新しい行政体のあり方を創造していきます。

また、行政運営においても民間企業や住民活動、NPOやボランティア活動などそれぞれの特性を活かし協働することにより、効果的・効率的な「まちづくり」を目指します。

## 【基本理念】

### 1. いつまでも住み続けたい快適で魅力のある定住都市

快適で利便性のあるまちづくりによって、市民一人ひとりが愛着を持つ定住型社会を実現する。

特に、将来を担う若者が魅力を感じる栗原地域を創るために、地域の活力増進、生活環境・住環境の整備改善、産業振興による雇用機会の創出を進め、子育て・教育・福祉分野等の充実を図る。

### 2. 地域内拠点を整備し、大都市圏との往来も便利な交流都市

新市内に全域的な連携・交流の中核となる地域内拠点の整備を図るとともに、一体的でバランスのとれた都市を整備する。

また、高速交通網を活用した、仙台市圏域や首都圏などとの広域交流が盛んな交流都市を実現する。

### 3. 自然環境に恵まれ、宮城県北部の中核をなす田園都市

東北の地理的中心地であり、かつ自然豊かな地域特性を活かした自然環境の保全と環境負荷の低減による、安全で豊かな住環境と安全な農業環境を維持し、観光・レクリエーションを振興促進する。

## 2 新市建設の基本方針

基本理念をもとに、新市の建設方針を次のとおり定めます。

- (1) 自然環境・定住環境分野  
「豊かな自然環境に抱かれた定住のまち」
- (2) 生活支援分野  
「健康でいきいき、ほのぼのとしたまち」
- (3) 教育・文化振興分野  
「地域の特色を共有し、お互いの価値観を認め合うまち」
- (4) 地域産業振興分野  
「みんなが生き活きと働く元気なまち」
- (5) 行政サービス・住民参画分野  
「住民と行政の協働のまち」

### (1) 自然環境・定住環境分野 —豊かな自然環境に抱かれた定住のまち—

豊かな自然に恵まれた新市は、山岳、丘陵、平地と自然環境に多様性があります。この豊かな自然環境のもと、より快適な住環境の基盤整備により、災害にも強いまちづくりを進めます。

地域内道路の整備と高速道路網へのアクセス改善により、地域内を一体的にとらえた道路網の拡充を図ります。公共交通機関については、子どもから高齢者まで配慮した運行サービスを目指し、市内各所からアクセスしやすくすることで、全市民の生活の利便性を向上させます。

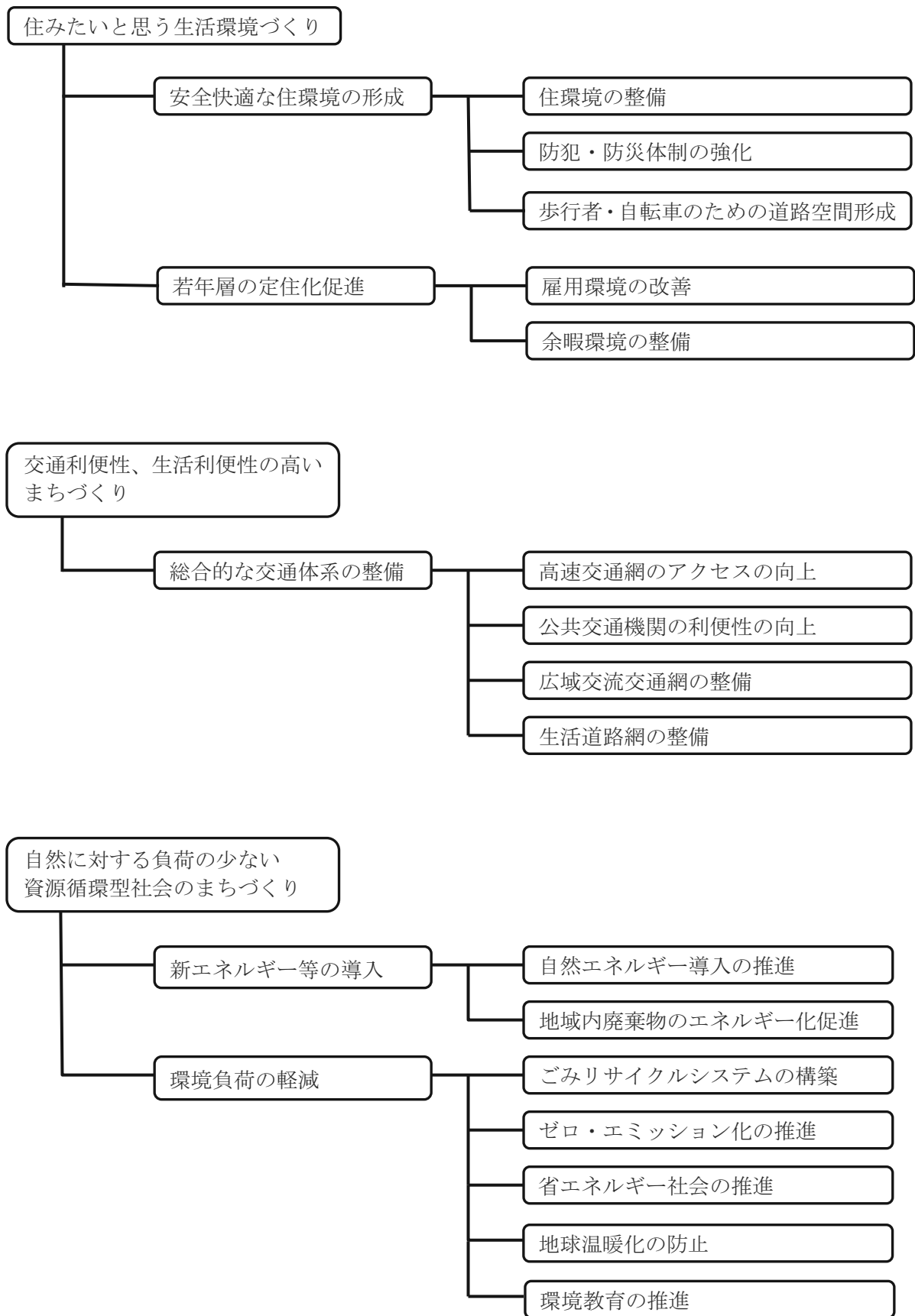
また、「自然環境の保全」と「生活環境の快適性」の調和を図り、自然環境へ与える負荷の少ない新エネルギー<sup>※1</sup>の導入を促進します。

さらに、エコタウンプラン<sup>※2</sup>を新市全域的視野から再検討し、ごみのリサイクルシステム構築や環境調和型ゼロ・エミッション<sup>※3</sup>工業団地の整備、環境教育の推進などによる資源循環型社会の構築を図ります。

- ※1／新エネルギー 太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用、太陽熱利用、廃棄物燃料製造、温度差エネルギー、電気自動車（ハイブリッドを含む）など。
- ※2／エコタウンプラン 地域における先進的な環境調和型まちづくりをソフト面・ハード面から支援する事業。
- ※3／ゼロ・エミッション 廃棄物の排出を無くし、自然環境への負荷を軽減するという考え方。



## ■主な施策目標の体系



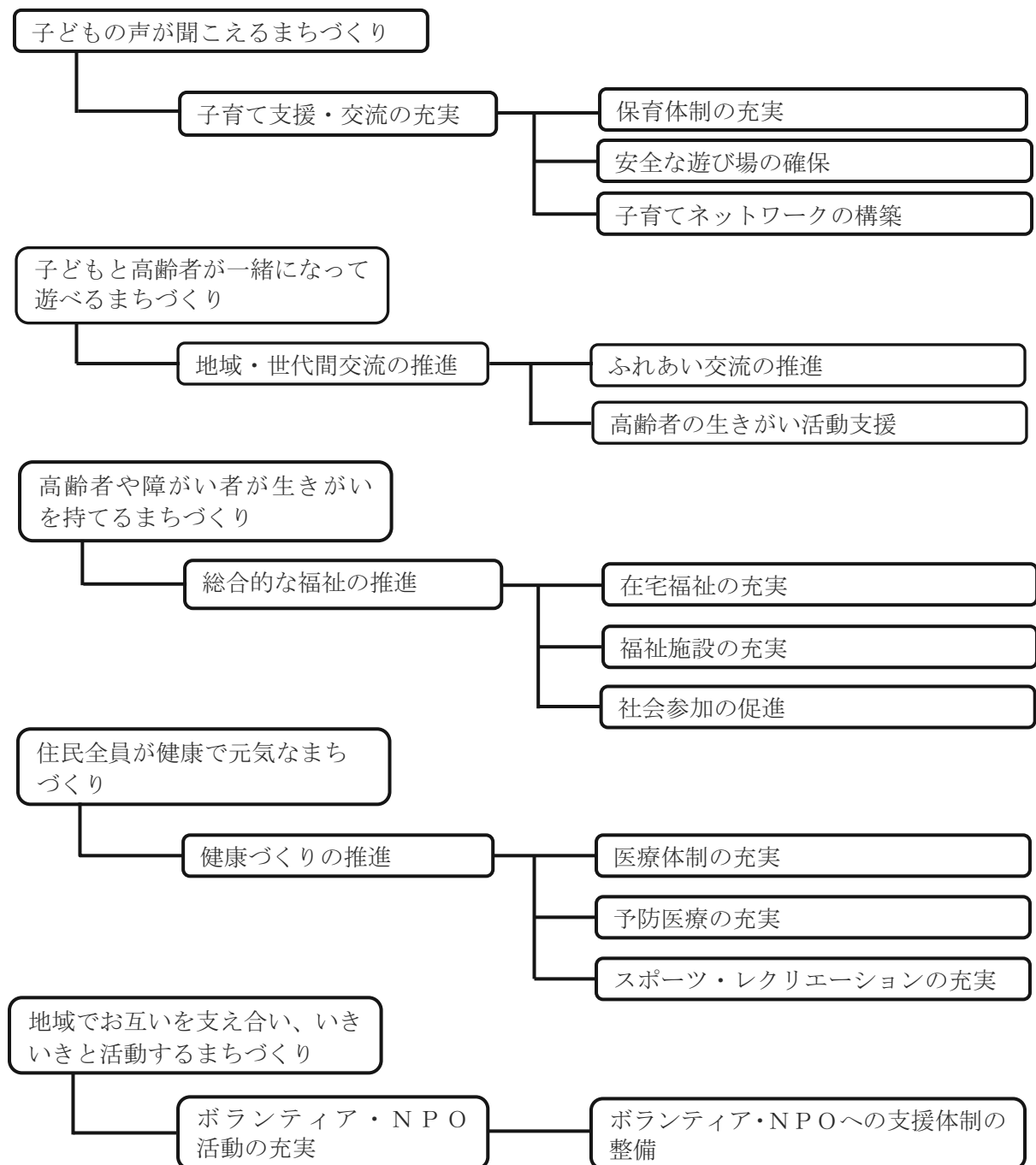
## (2) 生活支援分野 —健康でいきいき、ほのぼのとしたまち—

急速に進展している少子高齢化に対して、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや予防医療、高齢者福祉サービスの充実などにより、安心できるまちづくりを進めます。

また、栗原中央病院をはじめ、市内各所の公的医療機関と民間の医療機関等が連携を深め、地域医療体制の充実を促進します。

さらに、保健医療福祉の専門職員を配置し、地域ぐるみで安心して子どもを産み育て、健やかな成長を支援し、子どもから高齢者までがいきいきとした、活気のあるまちを目指します。

### ■主な施策目標の体系



**(3) 教育・文化振興分野** —地域の特色を共有し、お互いの価値観を認め合うまち—

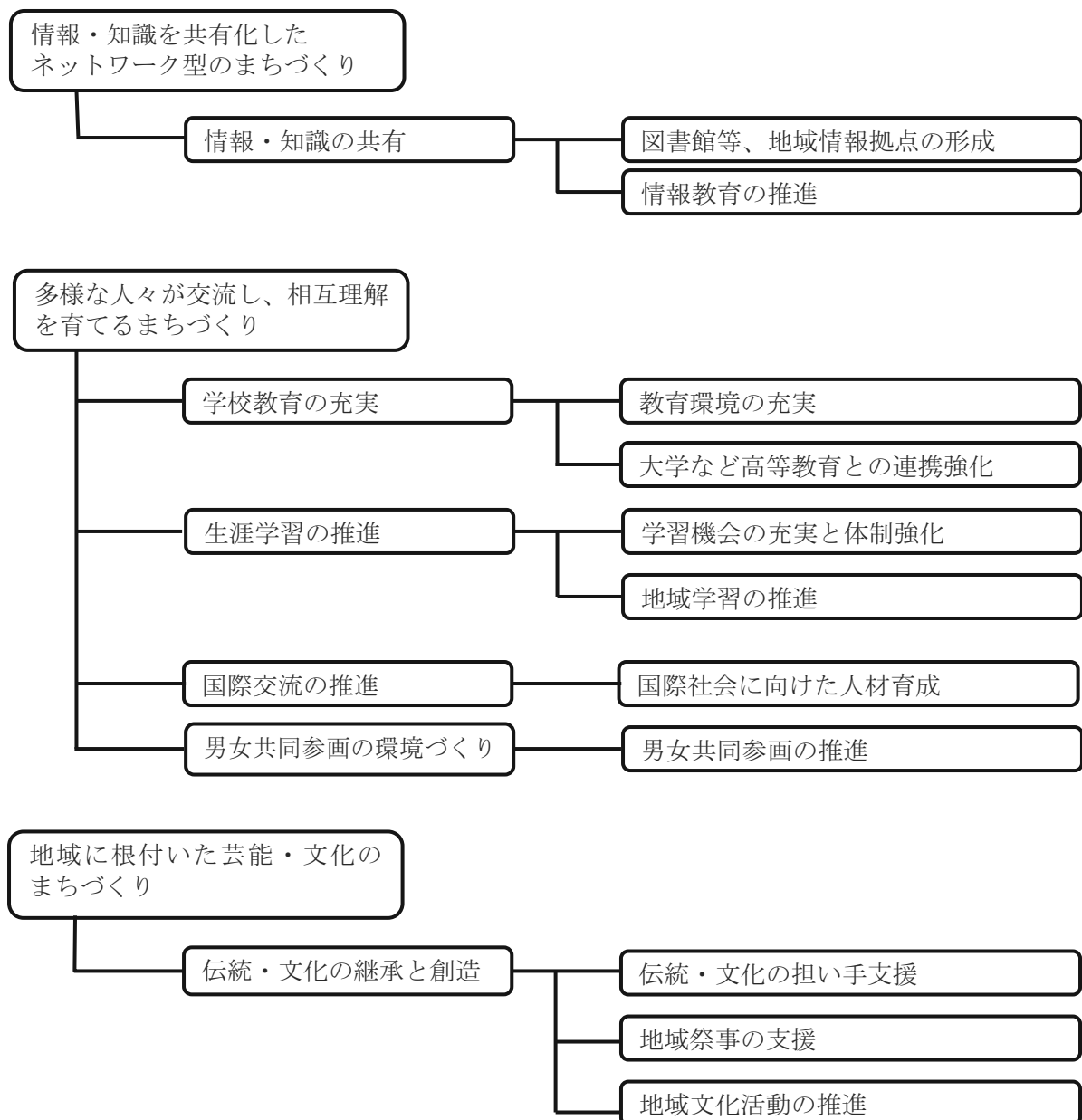
子どもから高齢者までが、学ぶよろこび、地域色豊かな文化・レクリエーション活動に参加し、情報や知識をみんなで理解・共有することにより、楽しみを感じられる生涯学習のまちづくりを進めます。

家庭と学校や地域がより強固な連携を深め、学校教育の充実を図りながら、子どもたちが多くの自然や食文化などに触れる地域学習を推進します。

また、男女が平等に力を発揮できる機会や活動を支援し、お互いを認め合える環境づくりを進めます。

そして、地域に伝わる伝統や歴史を次世代に継承するため、その橋渡し役である高齢者と子どもたちの世代間交流を支援し、住民の手による地域文化活動を推進します。

■主な施策目標の体系



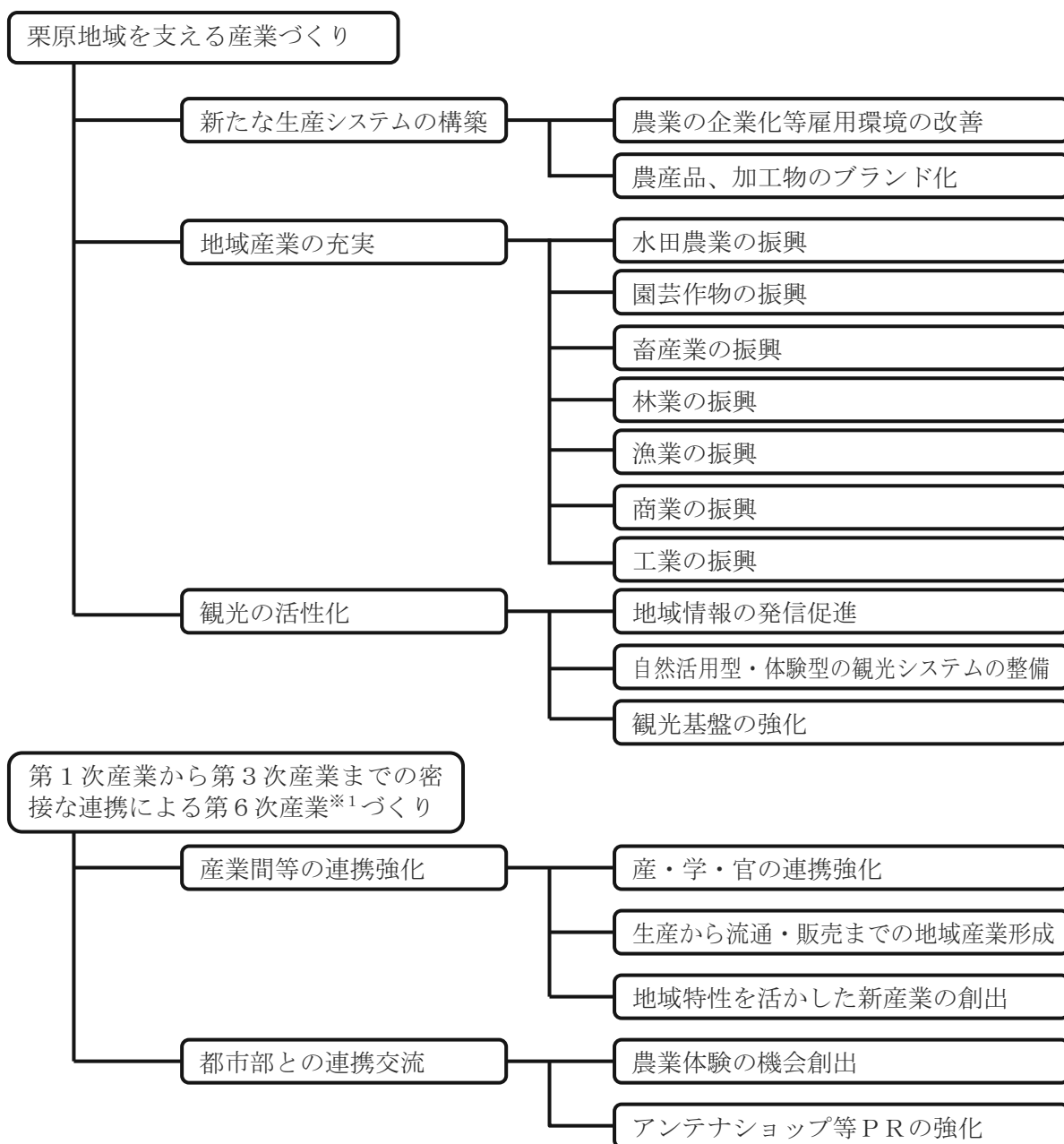
#### (4) 地域産業振興分野 —みんなが生き生きと働く元気なまち—

足腰の強い地域産業構造の形成を目指し、第1次、第2次、第3次の各産業の連携・融合化や大学等の研究機関との交流により、活力あるまちづくりを進めます。

農業においては、農村都市交流に着目し、地域住民と都市住民の交流を盛んにし、相互理解のもとで、地域の特性を活かした魅力ある田園都市を目指します。

また、雇用の場を確保するため、新産業の創出や地域の特性にあった産業の誘致を積極的に進めると共に、地域商業の活性化や消費者ニーズに対応した商業地形成の促進を図ります。

##### ■主な施策目標の体系



※1 / 第6次産業 第1次産業（農林水産業）が単に生産だけでなく、「生産・加工・販売・交流産業、さらに生活者」との連携・提携による農林水産業経営の複合化・多角化を進めることで、農林水産業経営を持続的に発展させていこうという取り組みで、次のように表しています。  
 生産（第1次産業）×加工（第2次産業）×交流・卸・小売、情報サービス、観光など（第3次産業）＝総合産業（第6次産業）

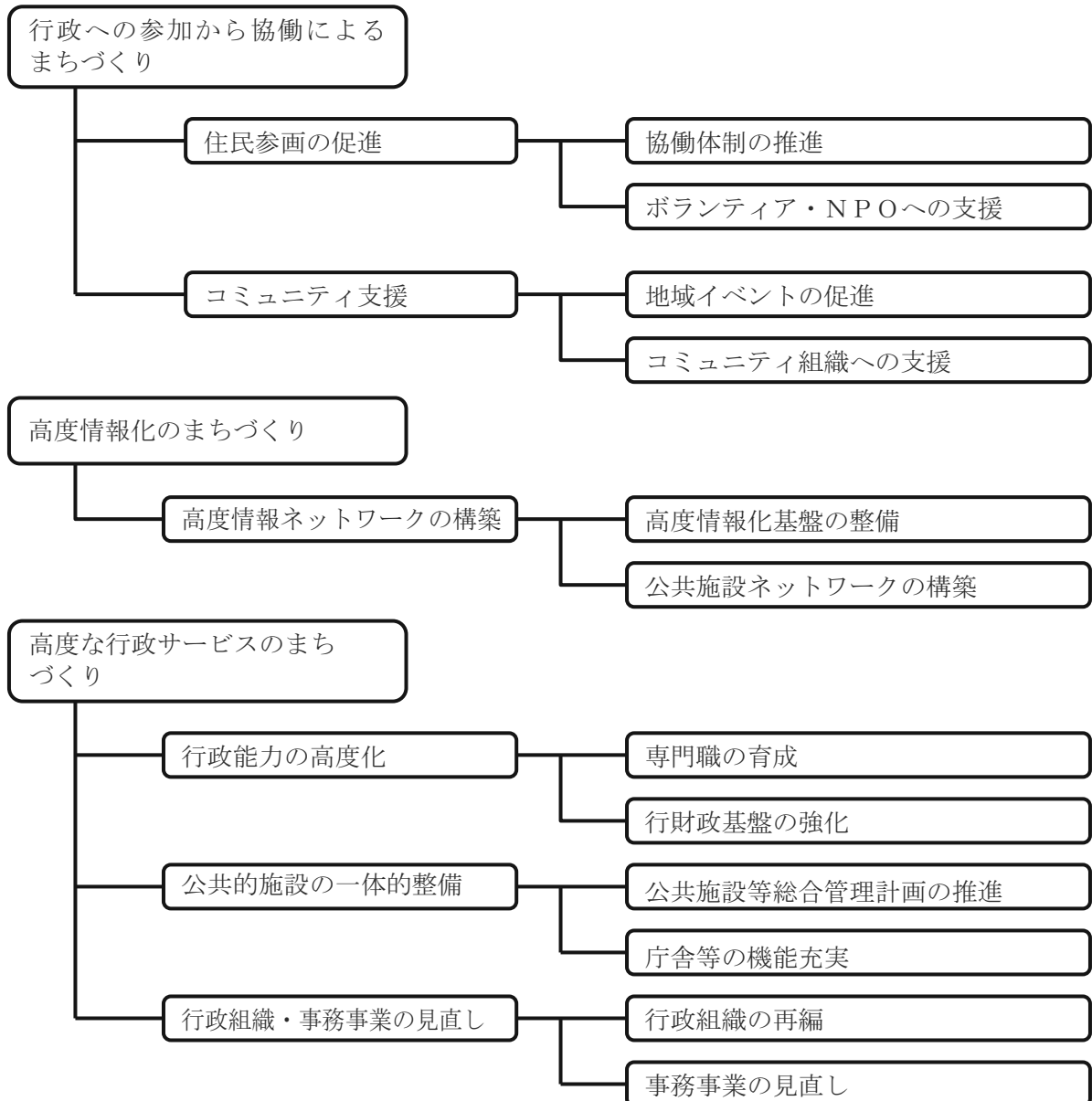
**(5) 行政サービス・住民参画分野 —住民と行政の協働のまち—**

まちづくりの主役は「住民」です。近年、住民の社会参加意欲の高まりなどにより、住民の行政への「参加」から「協働」※<sup>1</sup>によるまちづくりが注目されています。そのため、「新しい公共」と位置づけられているNPOが活動しやすい仕組みづくりを促進し、行政とのパートナーシップを図ることにより、より良いまちづくりを進めます。

また、新市のまちづくりが中心部に偏重しないよう、合併のメリットを最大限に活かし、これまで行われてきた各町村の施策をもとに、新市全体の発展を実現させます。そのため、事務事業を見直し、行政組織の再編と効率化、職員の人材育成と専門職化を図り、高度な行政サービスを目指します。

※1／協働 ある課題について関係する各主体が、共通の目標に向かって対等の立場で協力し合うこと。協働の実現に求められるのは、対等性、自主性の尊重、自律性の確保、相互理解、目的の共有、情報の公開などの徹底。パートナーシップといった表現も互換的に用いられています。（地方自治の現代用語・学陽書房）

**■主な施策目標の体系**



### 3 新市の将来都市構造

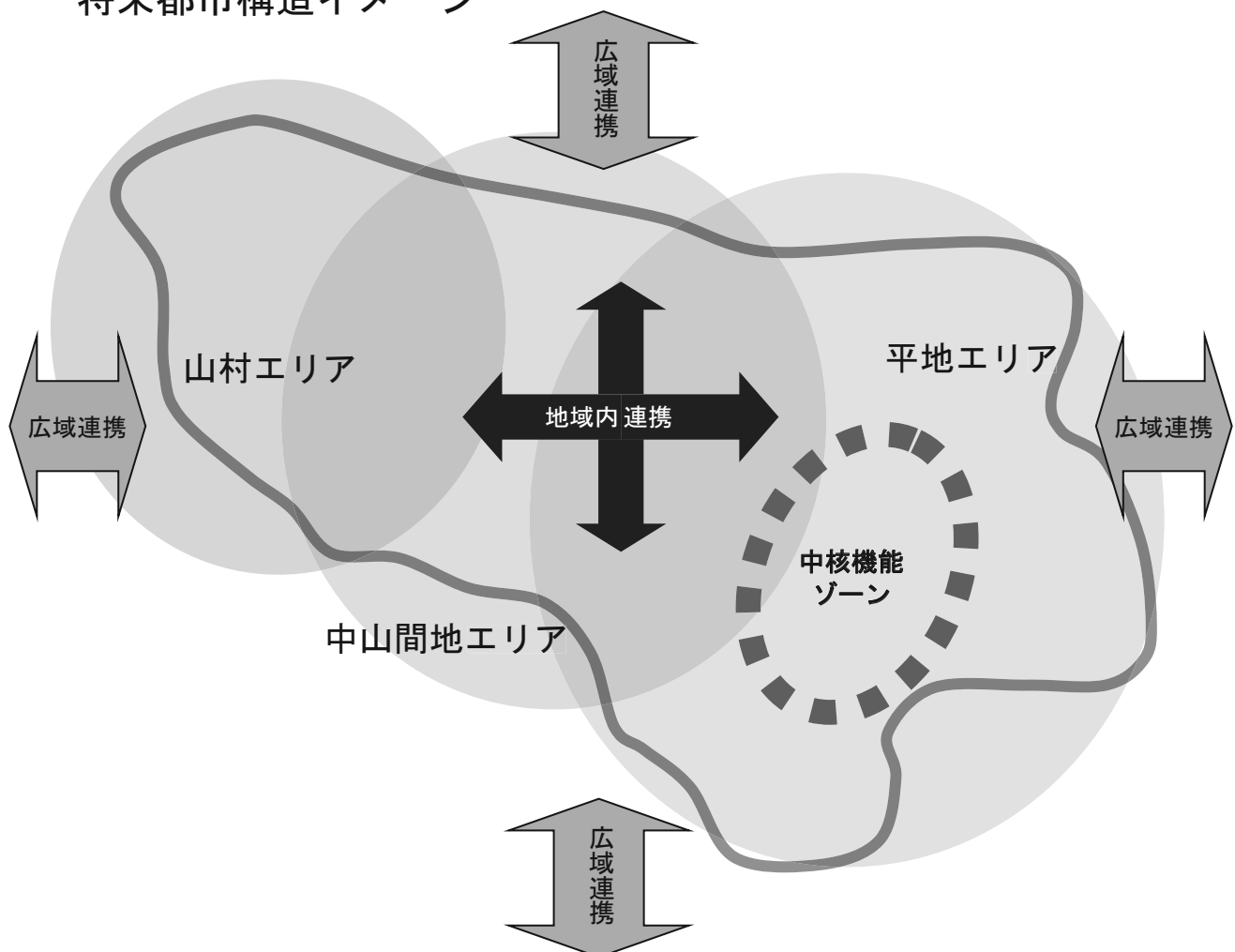
将来都市構造として、新市を「平地エリア」・「中山間地エリア」・「山村エリア」の3つに区分し、それぞれの特性を活かした有効利用を図り、総合的・計画的なまちづくりを推進します。

**平地エリア** : 高速交通網への利便性が高いことから、工業・流通等、産業の集積誘導を図ると共に、新市の生活機能の中核となる商業中核機能や、公共公益的施設の中核機能の立地・集積を図ります（中核機能ゾーン）。また、新市の基幹産業のひとつである農業に配慮し、環境保全型農業を図ります。

**中山間地エリア** : 新市で最も農業が盛んな地域となることから、環境保全を図りながら、生産基盤の整備促進を図ります。また、地域内道路と高速交通網へのアクセスを改善し、定住環境の整備を進めると共に、地域内連携の強化を図り、真に栗原地域らしい豊かでゆとりのある快適な住環境の整備を進めます。

**山村エリア** : 自然環境の保全を図ると共に、自然資源を活かした観光ルートを整備し、隣接地域の観光資源をも取り入れた広域観光産業を推進します。また、近年の多様なライフスタイルに対応した、新たな「住環境の場」、「癒しの空間」として、その環境整備を促進していきます。

#### 将来都市構造イメージ



## 第4章 建設計画

### 1 新市将来像の実現に向けての主要事業

#### (1) 自然環境・定住環境分野 —豊かな自然環境に抱かれた定住のまち—

##### 1. 住みたいと思う生活環境づくり

新市の豊かな自然環境を活かし、快適でゆとりのある生活環境の創造に努めます。

安全で安心のできる生活環境、快適で利便性の高い生活環境の整備に努め、誰もが「住んでみたい」と思うまちづくりを目指します。

##### ■安全快適な住環境の形成

地域特性に配慮した望ましい住環境の形成のため、住宅地の整備と生活環境整備の促進に努めます。

また、災害等に強い安全で住みよい生活のため、防災対策の推進、消防体制の充実や防犯対策の強化に努めます。

さらには、交通安全対策の推進のため、歩行者・自転車用道の設置や子ども、高齢者などにやさしい歩道空間づくりに努めます。

##### ■若年層の定住化促進

雇用環境の改善や雇用機会の創出と、住宅の整備などの住環境施策を推進し、さらには、若者相互の交流機会の場の創出や活動支援、余暇環境の整備など、若者が生き活きと活動できる環境を整備し、職・住・遊の充実を図った総合的な若者定住環境の整備を促進します。

#### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
安全快適な住環境の形成	住環境の整備	○ 地域の特性を踏まえた自然環境豊かで計画的な住宅地の造成・整備促進 ○ 公営住宅（若者向けや高齢者向け等）等の整備 ○ くりこま高原駅周辺開発整備 ○ 上水道・下水道の整備 ○ U J I <sup>※1</sup> ターン者を対象にした住環境の整備促進 ○ 中核機能地域の形成 <sup>※2</sup> ○ 一般廃棄物処理施設の整備

※1 / Uターン 地方から大都市圏へ就業や進学した人が故郷に戻って定住すること。

Jターン 大都市圏と故郷の中間地点の地方都市に戻ることに。

Iターン 大都市圏に生まれ育った人がより良い生活環境を求めて地方へ移住すること。

※2 / 中核機能地域の形成 東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を中核機能地域と位置づけ、新たな交流や賑わいの拠点として整備を行うもの。

施策の方針	事業名	事業概要
安全快適な住環境の形成	防犯・防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域防災計画の策定</li> <li>○ 防災センター・通信設備の整備</li> <li>○ 消防分署等庁舎整備</li> <li>○ 地域防災行政無線の整備</li> <li>○ 消防車両、高規格救急車及び消防施設の整備</li> <li>○ 防災に対する意識啓発運動の推進</li> <li>○ 防災対策組織等ネットワークの構築</li> <li>○ 治山治水事業の推進</li> <li>○ 公共施設や橋りょう等の耐震診断と補強整備の充実</li> <li>○ 個人等住宅耐震診断の支援</li> <li>○ 自主防災組織活動の支援</li> <li>○ 避難所、避難路の確保充実</li> <li>○ 防犯灯（街路灯）の整備</li> <li>○ 地域防犯体制の強化と防犯協会との連携</li> </ul>
	歩行者・自転車のための道路空間形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者・自転車用道の整備促進</li> <li>○ カーブミラーや案内・注意標識などの交通安全施設の充実</li> <li>○ 通学路の安全確保対策の充実</li> <li>○ 歩行者優先道路の検討</li> </ul>
若年層の定住化促進	雇用環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業や関係機関の連携による雇用創出</li> <li>○ 就職支援体制の強化</li> <li>○ ハローワークなどとの連携による雇用に関する情報の提供</li> <li>○ サテライトオフィス<sup>※1</sup>やSOHO<sup>※2</sup>の支援</li> <li>○ ベンチャー企業<sup>※3</sup>の支援</li> </ul>
	余暇環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商店や娯楽施設等の集積促進</li> <li>○ 芸術・文化・スポーツ等の施設機能の充実</li> <li>○ イベントや交流機会の場の創出</li> </ul>

※1／サテライトオフィス 市街地に置かれた本社を中心に衛星（サテライト）のように、周辺の住宅地に設けた小さな分散型のオフィスのこと。

※2／SOHO スモールオフィス・ホームオフィスの略。一般的には自宅を仕事場にして、情報通信ネットワークを利用して業務を行うワークスタイルのこと。

※3／ベンチャー企業 一般に独自の技術やノウハウを持ち、起業家精神に富んだ経営者が主導する、成長性の高い、独立型中堅・中小企業のこと。



## 2. 交通利便性、生活利便性の高いまちづくり

これまで以上に利便性を高めるため、幹線道路と生活道路の体系的な（ネットワーク化）整備を行います。さらに整備にあたっては、自然景観などに配慮した整備や、歩道の整備、バリアフリー化など、人にやさしい安全で安心な道路の整備に努めます。

### ■総合的な交通体系の整備

東北縦貫自動車道のインターチェンジや東北新幹線くりこま高原駅の高速交通網やJR東北本線各駅のアクセス改善を図ります。

また、みやぎ県北高速幹線道路（主要地方道 築館登米線）をはじめとする、隣接地域への広域交流交通網の整備を図るとともに、幹線道路の早急な整備を国・県へ要望し、早期の整備を促進します。

さらには、市民生活に密着した利便性の高い生活道路網の整備を図るとともに、交通基盤の機能・利便性を向上させ、総合的な交通体系の改善を図ります。

公共交通機関は、通勤・通学、通院等の市民の足として、運行サービスの充実と利便性の向上を図りながら、新しい運行形態の公共交通を調査研究していきます。

### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
総合的な交通体系の整備	高速交通網のアクセス向上	○ アクセス路の整備促進 ○ 幹線道路のネットワーク化の整備促進
	公共交通機関の利便性の向上	○ 乗合交通事業（タクシーによる予約型運行）の実施 ○ 住民バス運行事業の充実 ○ 公共交通機関の乗り継ぎ改善 ○ 利用者ニーズにあったバス路線の見直し
	広域交流交通網の整備	○ 広域交流のための交通網の整備促進
	生活道路網の整備	○ 生活道路の計画的整備充実 ○ 防雪、除雪体制の強化 ○ 美しい道路景観の形成維持

## 3. 自然に対する負荷の少ない資源循環型社会のまちづくり

新市の豊かな自然環境を、将来にわたり維持・保全していくためにも、身近な日常生活から環境負荷の低減に努めるとともに、住民と行政の協働による資源循環型社会づくりに取り組んでいきます。

### ■新エネルギー等の導入

地域の自然環境保全と資源循環型社会を実現するため、バイオエナジータウン構想を中心に、自然エネルギー利用の可能性やバイオマスエネルギー源の利用の可能性を検討し、新エネルギー導入を促進します。

## ■環境負荷の軽減

エコタウンプランを全体的視野から再検討し、ごみのリサイクルシステムの構築や環境負荷を軽減するゼロ・エミッション化に向けた資源循環型社会の形成を目指します。

また、地球温暖化防止に向け、地球にやさしい省エネルギー型社会を構築するために、社会全体での省エネルギーやリサイクルなど、地域住民が環境に対する意識・啓発を高めるための環境教育を推進します。

### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
新エネルギー等の導入	自然エネルギー導入の促進	○ 新エネルギービジョンの策定 ○ 自然エネルギー※ <sup>1</sup> 導入の検討や支援
	地域内廃棄物のエネルギー化促進	○ バイオマス発電の導入検討
環境負荷の軽減	ごみリサイクルシステムの構築	○ 資源リサイクル家畜環境総合整備事業※ <sup>2</sup> ○ エコタウンプランの推進 ○ リサイクル活動の推進 ○ 資源循環型社会形成の意識啓発 ○ リサイクルプラザ※ <sup>3</sup> の整備検討 ○ 地域ニーズに対応したエコファクトリー※ <sup>4</sup> （リサイクル団地）の形成推進
	ゼロ・エミッション化の推進	○ ごみ減量化、資源化の促進 ○ 地域企業との連携による産業廃棄物減量化の促進
	省エネルギー社会の推進	○ 低公害車の導入推奨 ○ 省エネルギー社会への意識啓発
	地球温暖化の防止	○ 地球温暖化防止実行計画の策定
	環境教育の推進	○ 地域、学校等での学習機会の拡大 ○ 伊豆沼・内沼の環境保全 ○ 不法投棄等の見回り強化 ○ 緑化推進事業の充実

※1／自然エネルギー 太陽エネルギー、地熱、風力、潮力など自然現象から得られるエネルギーのこと。

※2／資源リサイクル家畜環境総合整備事業

家畜排せつ物を有機質肥料とし、農業の持続的発展に資する土づくりに活用し、資源の有効利用を促進するための堆肥処理施設建設。

※3／リサイクルプラザ

不燃ごみ、粗大ごみの中間処理だけでなく、ごみの中からの再生・展示やごみ処理の啓発を併せ持ったリサイクルのための総合施設。

※4／エコファクトリー

生態系の保全と環境破壊を防ぐために最適な技術を導入した生産工程を有する工場。

## (2) 生活支援分野 ー健康でいきいき、ほのぼのしたまちー

### 1. 子どもの声が聞こえるまちづくり

新市の将来を担う子どもは地域にとって、かけがえのない宝です。親が安心して子どもを生み育てられる環境を整備するとともに、子ども達も安心して遊べ、成長できる環境の形成を目指します。また、子ども同士が交流し、外で元気に遊べるまちづくりに努めます。

#### ■子育て支援・交流の充実

子どもを安心して生み育てることのできる支援体制を図るとともに、子育てに関する悩みなどを相談できる機能を強化し、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを進めます。また、多様な保育ニーズに応えるため施設整備を行い、保育体制を充実します。

さらに、子ども同士が交流できるネットワークを構築し、子ども達が安心して遊べる安全な遊び場の確保を目指します。

#### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
子育て支援・交流の充実	保育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新生児産婦訪問や乳幼児検診の充実</li> <li>○ 幼保一元化の推進</li> <li>○ 保育所・幼稚園の整備</li> <li>○ 学童保育の充実</li> <li>○ 特別保育<sup>*1</sup>の充実</li> </ul>
	安全な遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通環境や防犯を考慮した遊び場の整備促進</li> </ul>
	子育てネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域子育て支援体制の整備促進</li> <li>○ 子育て支援センター等の整備促進</li> <li>○ 子育て情報のネットワーク構築</li> </ul>

※1／特別保育 低年齢児保育、延長保育、一時保育、休日保育などのこと。

### 2. 子どもと高齢者が一緒になって遊べるまちづくり

子どもにとって高齢者は、長い人生経験の中で培われた経験と知識を持っている地域の先生であり、高齢者との交流は豊かな人間性を育みます。そうした経験や知識を資源として、これからの子どもの育成や地域づくり、まちづくりに有効に活かせるよう、できるだけ多くの機会創出により活動を促進します。

#### ■地域・世代間交流の推進

地域の活性化を図るため、そこに住む住民の活力ある活動や地域あるいは世代を超えた住民同士の触れ合う交流機会を創出し、住民相互の連帯意識を高めるとともに、自主的で多様なコミュニティ活動を推進します。

また、高齢者の社会参加を促進するため、活動の場を創出できる環境整備をするとともに、子どもと高齢者の交流を促進します。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
地域・世代間交流の推進	ふれあい交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域コミュニティの活性化促進</li> <li>○ 世代間交流の支援、促進</li> <li>○ 地域イベント等の支援</li> </ul>
	高齢者の生きがい活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯学習の機会拡大</li> <li>○ 高齢者の社会参画支援</li> <li>○ 子どもと高齢者の交流促進</li> <li>○ シルバー人材センターの充実</li> <li>○ 地域人材バンク等の整備</li> </ul>

3. 高齢者や障がい者が生きがいを持てるまちづくり

高齢者や障がい者が、家庭や地域の中で安心して、生きがいのある暮らしができるよう、各種サービスの充実を進めるとともに、福祉社会の実現に向けて福祉の意識の高揚と支援体制の整備に努めます。

また、社会参加を促進するため、各種活動への参加の機会を拡充するとともに、自立に向けた支援、雇用対策などの環境整備を充実します。

■総合的な福祉の推進

各種制度の適切かつ円滑な運用を図るため、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、福祉活動の拠点となる福祉施設整備の充実を図ります。

また、福祉社会の発展を目指すため、住民の意識の啓発、関係機関・団体等の連携強化を図りながら、ボランティア活動などの住民の社会参加を促進し地域で支えあう福祉体制の充実、総合的な福祉の推進を図ります。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
総合的な福祉の推進	在宅福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅介護支援と相談業務の充実</li> <li>○ 介護教室の開催</li> <li>○ 家族介護者ネットワークの充実</li> <li>○ 地域ケア会議の充実</li> <li>○ デイサービスの充実</li> </ul>
	福祉施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人福祉施設の整備の推進</li> <li>○ 障がい者福祉施設の整備の推進</li> <li>○ ボランティア団体の育成と支援</li> <li>○ 社会福祉相談体制の強化</li> </ul>
	社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者の各種支援事業の充実</li> <li>○ 社会参画の支援体制強化</li> <li>○ 自立支援サービスの充実</li> </ul>

#### 4. 住民全員が健康で元気なまちづくり

住民だれもが毎日を健康でいきいきと暮らせるよう、地域を中心としたふれあいと住民参加による健康づくり活動やスポーツ・レクリエーションの充実を図ります。

また、住民の健康を支える環境整備と、関係機関相互の保健・医療・福祉ネットワークの構築を図ります。

##### ■健康づくりの推進

専門化する医療ニーズに対応した医療体制を確立するため、救急医療や高度な医療の充実に努めるとともに、高度情報ネットワークの整備により、連携強化を図りながらきめ細かい地域医療のサービスの提供に努めます。

また、住民の健康維持のため、予防医療の充実に努めるとともに、専門職の配置などにより健康づくり対策の充実を積極的に推進します。

さらには、住民がいきいきと活動するため、健康増進に寄与するスポーツ・レクリエーションを行える機会拡充を図ります。

##### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
健康づくりの推進	医療体制の充実	○ 病院・診療所整備 ○ 医療施設間の機能分担と連携 ○ 休日、夜間医療等、医療機能の強化 ○ 救急救命医療体制の充実 ○ 健康相談窓口など健康相談機能の充実
	予防医療の充実	○ 保健・福祉センターの整備 ○ 各種検診体制の充実 ○ 各種予防接種の充実 ○ 健康づくり事業の充実 ○ 健康づくりの啓発
	スポーツ・レクリエーションの充実	○ 生涯スポーツ団体の支援

## 5. 地域でお互いを支えあい、いきいきと活動するまちづくり

福祉、まちづくり、国際交流、生涯学習、災害復興支援など様々な分野において、行政がボランティア団体、NPOとのパートナーシップを構築するとともに、それらの団体の自主性を尊重しながら、その活動を総合的に支援していきます。

### ■ ボランティア・NPO活動の充実

地域ぐるみの住民相互による助け合い、支え合いなどの環境づくりを推進し、そのため、ボランティア団体・NPO等の育成・支援を行い、協働によるまちづくりを目指します。

#### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
ボランティア・NPO活動の充実	ボランティア・NPOへの支援体制の整備	○ ボランティア団体、NPO団体への育成・支援 ○ 活動拠点整備への支援

### (3) 教育・文化振興分野 —地域の特色を共有し、お互いの価値観を認め合うまち—

#### 1. 情報・知識を共有化したネットワーク型のまちづくり

近年の高度化した情報システムを最大限活かせるよう、情報教育の推進を図り、住民の誰もが、情報や知識を共有し、いつまでも「学ぶ」楽しみを感じられる地域づくりを図ります。また、これからの時代にふさわしい図書館の整備や地域情報拠点整備など、情報・知識の拠点整備に努めます。

##### ■情報・知識の共有

I T（情報通信技術）を最大限に活用した地域の情報拠点の整備と情報教育の推進を図り、総合的な情報提供サービスと多様なコミュニケーションの場を提供していきます。

#### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
情報・知識の共有	図書館等、地域情報拠点の形成	○ 図書館の整備と各図書室の連携強化 ○ 住民に身近な情報拠点設備の確保と整備 ○ 教育、文化施設のネットワーク化の促進
	情報教育の推進	○ I T講習会等の開催とパソコン配置充実

#### 2. 多様な人々が交流し、相互理解を育てるまちづくり

地域社会、歴史文化、自然環境等と連携した特色ある学校教育を推進します。また、学校教育の一環として情報教育を行い、高度情報化社会に対応した人材育成を図ります。

広域的な情報の受発信を行い、首都圏をはじめ、あらゆる地域の人々と多様な交流を通じて、国際交流活動も推進していきます。

地域における女性の力が最大限活かせる環境づくりに努めます。また、性別に関わることなく、男女がその個性と能力を十分に発揮できる社会となるよう、その環境づくりに努めます。

##### ■学校教育の充実

豊かな人間形成と優れた人材育成のため、情報化、国際化時代に対応し、児童・生徒が優れた人間形成を図れるよう、教育内容の充実、学校給食の充実を図るなど、良好な教育環境の整備を推進します。

また、高校生などが大学の授業を体験し、多様な学習機会を得る連携事業を推進します。

## ■生涯学習の充実

生涯学習は、これまでもその時代にあった住民ニーズに対応するよう施策が展開されてきましたが、今後はさらに、生涯学習に関する要望が多様化していくと考えられます。

これからは、地域の身近な自然や多様な文化に触れる地域学習をはじめ、これまで以上に住民と行政が協力し、住民ニーズが適切に施策に反映されるよう連携していく生涯学習を進めていきます。

## ■国際交流の推進

国際交流関係団体との提携強化を図り、各種の国際交流事業等を積極的に推進していきます。

また、スポーツ、文化などの交流をとおして海外の都市との交流関係を深め、交換留学の促進を図るなど、様々な人々との交流や異文化での生活体験により、語学を学ぶだけでなく、国際理解を深め、国際化に対応した人材の育成を図ります。

## ■男女共同参画の環境づくり

まごころと思いを重視しながら、家庭や学校、職場、地域のそれぞれが連携して男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習活動の推進を図ります。

また、女性の出産・育児、高齢者の介護負担が、職業的地位を不安定にしているだけでなく、女性の継続的な就業を困難なものにしています。

そのため、男女共同参画の理念のもとに、ともにゆとりをもてる生活ができるよう、環境づくりを推進します。

## 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
学校教育の充実	教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 計画的な学校施設整備の推進</li><li>○ 学校給食センターの整備</li><li>○ コンピュータ教室等設備の充実</li><li>○ スクールバスの充実</li><li>○ 教育施設耐震診断及び補強の推進</li><li>○ 通学区域の見直し</li><li>○ 情報通信教育の充実</li></ul>
	大学などの高等教育との連携強化	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大学等高等教育機関との連携</li><li>○ 高等専門学校の誘致推進</li></ul>
生涯学習の推進	学習機会の充実と体制強化	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 講演会や各種講座などの開催</li><li>○ ボランティア活動・体験活動事業の実施</li><li>○ 社会教育団体等の育成支援とネットワーク化</li><li>○ 地域総合型スポーツクラブ※<sup>1</sup>への支援</li></ul>



施策の方針	事業名	事業概要
生涯学習の推進	地域学習の推進	○ 自然学習の推進 ○ 食農教育※ <sup>2</sup> の推進 ○ 他地域交流学習の推進
国際交流の推進	国際社会に向けた人材育成	○ 交換留学など国際交流事業の推進 ○ 外国語指導助手（ALT）招致の推進 ○ 海外派遣事業の推進
男女共同参画の環境づくり	男女共同参画の推進	○ 男女共同参画に関する情報・学習機会の提供 ○ 地域における女性の活動支援 ○ 男女平等な立場での地域社会参画

※1／地域総合型スポーツクラブ いろんなスポーツ種目を子どもから高齢者まで、その人の楽しみ方や目的に応じて活動できるクラブのこと。

※2／食農教育 食べ物について学んだり、実際に農業作業を体験し、生き物や農村の自然に触れ合うことによって、食や農業、環境の問題を身近に感じ、食べ物や農業の重要性を知るだけではなく、環境や健康について考える学習手法のこと。

### 3. 地域に根付いた芸能・文化のまちづくり

歴史と風土の中で育まれてきた伝統行事・芸能や伝統工芸技術などは、地域の文化を特徴づけるとともに、人々の生活に彩りと潤いを与えてきました。

そこで、地域の貴重な文化遺産などを継承し、地域への誇りと愛着を育むとともに、地域や分野を越えた新しいイベントや多様な交流を通して、新しい地域文化の創造に取り組んでいきます。

#### ■ 伝統・文化の継承と創造

地域の特色である伝統・文化を継承する担い手の育成や、伝統的な地域祭事を保護・振興するための支援を行い、地域文化活動の推進を図ります。

#### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
伝統・文化の継承と創造	伝統・文化の担い手支援	○ 伝統文化活動の支援 ○ 伝統文化後継者の育成支援 ○ 地域人材登録制度の導入
	地域祭事の支援	○ 地域祭事の支援 ○ 観光産業と連携した祭事(イベント)の振興
	地域文化活動の推進	○ 自然資源の保全や文化財保存修理事業の推進 ○ 史跡等整備活用事業の推進 ○ 郷土博物館等の整備推進 ○ 遺跡、埋蔵文化財発掘調査の促進 ○ 郷土芸能保存の支援 ○ 芸術展や美術展などの開催

#### (4) 地域産業振興分野 **－みんなが生き活きと働く元気なまち－**

##### 1. 栗原地域を支える産業づくり

地域活性化のため、足腰の強い地域産業の育成に努めます。新市は農業が大きな地域産業のひとつであり、今後とも生産基盤の強化を図り、安全・安心の農産物を生産していく体制づくりの支援や人材の育成に努めます。また、地域住民の生活利便性の確保からも、既存商店街の活性化を図り、魅力ある商業環境の形成を促進していきます。一方、地域の持つ自然環境を活かした一体的な観光産業の確立に努めます。

###### ■新たな生産システムの構築

安全で安心のできる高品質の農産物を安定的かつ大量に出荷できる産地体制を整備し、大消費地の卸売市場などに対応した有利な販売を進めます。

また、県内市場への出荷促進をはじめ、流通形態の改善や直売施設、地産地消など地域内流通の推進を図ります。

###### ■地域産業の充実

地域の基幹産業のひとつである水田農業をはじめ、園芸や畜産、漁業などの農林水産業の振興、商工業や観光の振興により地域経済の活性化を目指します。

そのため、住民と行政・産業界が一体となった取り組みによる産業基盤の整備促進や情報通信網の整備促進を行いながら、高速交通網の優位性を活かした産業の振興を図ります。

###### ■観光の活性化

新市の豊かな自然資源を活かした観光ルートはもとより、隣接地域と連携した新しい交流圏の形成をめざし、魅力ある交流を軸とした産業の展開、広域的な交流・発信のしくみづくりを図ります。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
新たな生産システムの構築	農業の企業化等雇用環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業法人の設立支援</li> <li>○ 担い手の育成支援</li> <li>○ 園芸作物・畜産の振興による複合経営の推進</li> <li>○ 経営構造対策事業の推進</li> </ul>
	農産品、加工品のブランド化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境保全型農業の促進</li> <li>○ 付加価値の高い農産品生産の促進</li> <li>○ 安全・安心の農産品の生産支援</li> <li>○ 産学官連携による農業体制の構築</li> </ul>
地域産業の充実	水田農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集落営農の推進</li> <li>○ 農業近代化施設の整備</li> <li>○ 農村総合整備事業の推進</li> <li>○ 農業用施設の整備</li> <li>○ ほ場整備等農業基盤の整備</li> <li>○ かんがい排水事業の推進</li> <li>○ 有害鳥獣対策の推進</li> </ul>
	園芸作物の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園芸産地拡大の推進</li> <li>○ 直売所のネットワーク化への支援</li> </ul>
	畜産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産者組織の育成・支援</li> <li>○ 家畜改良事業の促進</li> <li>○ 家畜排せつ物堆肥化施設整備への支援</li> <li>○ 地域内一貫経営の促進</li> </ul>
	林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林道の整備</li> <li>○ 林産物の地域ブランド化の促進</li> <li>○ 森林保全のシステム確立</li> <li>○ 森林組合との連携強化</li> <li>○ 地域木材の公共施設建設等への活用促進</li> <li>○ 間伐材の有効活用促進</li> </ul>
	漁業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内水面の資源維持</li> <li>○ 外来種駆除の活動支援</li> <li>○ 漁業関係団体の支援</li> </ul>
	商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存商店街活性化事業の推進</li> <li>○ 商店街駐車場の整備の支援</li> <li>○ 商業地区の集約的整備の推進</li> <li>○ 空き店舗の活用促進支援</li> <li>○ 商工会との連携強化</li> </ul>
	工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地元既存企業の支援</li> <li>○ 環境関連、情報関連企業誘致の推進</li> <li>○ 工業団地整備の推進</li> <li>○ 起業家への支援システムの構築</li> <li>○ 企業間情報ネットワークの構築支援</li> </ul>
観光の活性化	地域情報の発信促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネットを活用した観光などの地域情報の発信強化</li> <li>○ 観光協会等との連携による全国へのPR強化</li> </ul>

施策の方針	事業名	事業概要
観光の活性化	自然活用型・体験型の観光システムの整備	○ 史跡、名勝、温泉など地域資源を活用したシステム整備 ○ エコツーリズム※ <sup>1</sup> 、グリーンツーリズム※ <sup>2</sup> との連携
	観光基盤の強化	○ 道の駅整備事業及び観光案内施設の整備 ○ 栗駒山麓施設整備事業の推進 ○ 隣接地域と連携した広域観光ルートの整備

※1／エコツーリズム 生態系や自然保護に配慮し、旅を通じて環境に対する理解を深めようという考え方。またそのような旅のしかた。

※2／グリーンツーリズム 都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

## 2. 第1次産業から第3次産業までの密接な連携による第6次産業づくり

産学官連携、異業種交流機能の充実・強化による地域産業の技術の高度化、新規分野への取り組みを促進します。また、地域の資源を活かした新産業の創出、育成を図り、併せてこれを支える技術力の強化、人材の育成、産学官交流・連携の促進への支援などソフト面の施策を展開します。

### ■産業間等の連携強化

多様な分野への対応を図るための産学官の連携強化、生産から流通・販売までの一貫した生産体制を考慮した地域産業形成を推進し、生産力・販売力の強化を行い、地域特性を活かした新産業の創出を目指します。

### ■都市部との連携交流

都市部との交流ネットワーク構築と、観光産業との連携も踏まえた農林業体験の機会創出を行い、また、アンテナショップ等の都市部へのPRの強化を推進していきます。

### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
産業間等の連携強化	産学官の連携強化	○ 産学官連携による地域産業の共同研究
	生産から流通・販売までの地域産業形成	○ 地産地消の促進 ○ アグリビジネス※ <sup>1</sup> の促進とネットワーク化
	地域特性を活かした新産業の創出	○ 農業関係団体と連携したシステム構築 ○ 異業種交流の促進
都市部との連携交流	農林業体験の機会創出	○ グリーンツーリズムの推進 ○ 温泉施設や農家民宿・レストラン、その他施設と連携した観光ネットワークの整備
	アンテナショップ等PRの強化	○ 都市部に向けての地域情報発信・PRの強化 ○ 新たな交流イベントの促進

※1／アグリビジネス 農業関連産業。農産物を生産しながら同時に加工・販売を行うこと。また、農業・農村が持つ多様な資源を活用したサービスを行うこと。

## (5) 行政サービス・住民参画分野 —住民と行政の協働のまち—

### 1. 行政への参加から協働によるまちづくり

これまでの行政サービスは行政から住民へ一方的になりがちであり、また、住民ニーズの多様化・高度化が進み、画一的なサービスでは対応しきれなくなってきました。

そのため、住民と行政が対等な立場で協力し合い、協働によるまちづくりを目指していく必要があります。

さらには、住民の行政への参画支援や、地域コミュニティの確立、支援を行い、住民とともにまちづくりを進めていきます。

#### ■住民参画の促進

まちづくりを住民と対話しながら協働して進める体制づくりを行うとともに、コミュニティ団体やボランティア団体、NPO団体への支援を行い、住民参画を促進し、新市の魅力的なまちづくりを行っていきます。

特に、ボランティア活動は、従来からの環境美化（清掃・リサイクル）活動などに加え、これからは少子高齢化の進展に伴う対人的な活動が重要視されてきます。このようなことから、地域に住むすべての人が気軽にボランティア活動に参加できる環境整備を推進し、幅広いボランティア活動につなげます。

#### ■コミュニティ支援

地域イベントやコミュニティ組織への支援を行い、住民自らが主体的に地域の課題解決に向けて取り組むことやコミュニティ活動の活性化へ取り組むことで、誰もが住みよい地域社会を形成していきます。

#### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
住民参画の促進	協働体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協働の意識啓発と体制整備</li> <li>○ 広報広聴機能の充実による、わかりやすい市政の展開</li> <li>○ 地域のコミュニティ団体の活動支援及びネットワークの構築</li> </ul>
	ボランティア・NPOへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティア団体、NPO団体の育成・支援体制の整備</li> <li>○ 活動拠点整備への支援</li> </ul>
コミュニティ支援	地域イベントの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域特性を活かした交流イベントの創設・支援</li> </ul>
	コミュニティ組織への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コミュニティ組織の活性化支援</li> </ul>

## 2. 高度情報化のまちづくり

新たな住民サービスへの取り組みとして、住民がインターネットから各種の行政サービスを受けることができる電子自治体への対応が必要になります。また、住民への行政の情報提供についても、従来の一方通行的なものではなく、双方向のコミュニケーションを確立できる方法への対応が求められています。

そのための対応として、高度情報ネットワークに必要な基盤整備を行い、高度情報化社会に対応した住民サービスの提供と地域の活性化を図ります。

### ■高度情報ネットワークの構築

現在の高度情報化社会に対応した高度情報化基盤の整備を行い、それらを利用した住民と行政が円滑な情報交換を行える公共施設ネットワークの構築を目指します。

#### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
高度情報ネットワークの構築	高度情報化基盤の整備	○ 通信ネットワークシステムの基盤整備 ○ 情報拠点設備の確保と整備 ○ 移動通信用鉄塔の整備 ○ 次世代地域ケーブルテレビの調査検討
	公共施設ネットワークの構築	○ 地域イントラネット <sup>※1</sup> 基盤施設整備事業の推進

※1／地域イントラネット インターネットで利用されている通信ソフトや通信サービスを応用して構築した地域内のネットワーク。

## 3. 高度な行政サービスのまちづくり

合併の効果を最大限に活かし、行政組織の効率化を進めていき、行財政基盤の強化、職員の専門職化を図ります。また、新たな行政課題や住民ニーズなどの社会情勢に対応して、地域の声の的確に行政に反映されるよう、行政組織や事務事業について常に見直しを行っていきます。

### ■行政能力の高度化

高齢化が進展する中で、住民からのニーズが高まる福祉・保健・医療等の専門行政サービス部門や、子育て支援・環境問題・住民参画支援等に対し、専門職員を増強配置し、高度な行政サービスを提供していきます。

行政を取り巻く環境の変化に対応できる行政能力を高め、より地域の実情にあった総合的な行政サービスを展開していきます。

### ■公共的施設の一体的整備

公共的施設の整備については、効率的な施設整備と運営を進めていく必要があることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特殊性を考慮するとともに、公共交通・情報通信網といった基盤整備状況等にも配慮して、十分な検討を行います。

また、新市の本庁舎については、当分の間、既存施設を活用し、新たな庁舎建設は、最も効果的・効率的な整備手法の選択を行い、将来の財政負担・市民の利便性等を勘案のうえ、整備していきます。

さらに、合併前の役場庁舎については、市民生活に密着した行政サービスを提供するため、当分の間、総合支所機能を有する施設として存続させ、情報ネットワークの構築等を図っていくとともに、地域防災拠点や、その他公共的施設との複合的な多目的利用に努めるなど、既存施設の有効活用を図っていきます。

#### ■行政組織・事務事業の見直し

住民ニーズや政策課題に柔軟に対応した、また、地方分権に伴う権限移譲などへ対応した体制となるよう行政組織の再編を行います。

また、行政が直接行うより民間活力の方がより有効で効率的な業務においては、民間委託を進め、様々な場面に対応できる事務事業となるよう、的確な見直しを行っていきます。民間委託を進めるにあたっては、委託の効果やプライバシー保護などに十分に配慮します。

#### 【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
行政能力の高度化	専門職の育成	○ 専門職の育成確保と職員の資質向上 ○ 人事管理システムの導入検討
	行政基盤の強化	○ 統合型地理情報システム（GIS <sup>※1</sup> ）の導入検討 ○ PFI <sup>※2</sup> 方式等新たな整備手法の導入検討 ○ 適正な組織再編と人員配置等による財政基盤の強化 ○ DXの推進 <sup>※3</sup>
公共的施設の一体的整備	公共施設等総合管理計画の推進	○ 画一的な施設整備の見直し ○ 効率的・効果的な施設運営の推進 ○ 適正規模及び適正配置のための施設の統廃合 ○ 廃止施設の計画的な除却
	庁舎等の機能充実	○ 本庁舎の建設と総合支所等の多目的利用のための整備 ○ 各種申請や公共的施設の利用に関する手続きのオンライン化の推進
行政組織・事務事業の見直し	行政組織の再編	○ 地方分権への体制整備 ○ 行政改革の推進
	事務事業の見直し	○ 行政評価システムの導入 ○ 効果的な事務事業の見直し ○ 民間委託の推進

※1/GIS GeographiC Information System の略。地理的情報をもとに、そこに様々な情報を関連づけデータ化したもの。災害の発生場所や影響範囲、避難場所情報などを総合的に表示したりします。

※2/PFI Private Finance Initiative の略。行政が今まで実施してきた社会資本の整備を、民間の資金・技術・経営能力を活用して実施する手法。

※3/DX Digital Transformation の略。ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

## 2 新市における宮城県事業

新市の建設にあたっては、宮城県からの支援が重要です。ここでは、宮城県が主体となって実施する事業をはじめとして、その支援の概要について記載します。

### (1) 支援の基本方針

「宮城県総合計画」では、新市となる広域栗原圏の 2010 年の将来像は、次のように描かれています。

「豊かな自然環境をはじめとする地域資源や交通基盤の利便性を活かし、生産性の高い農業の推進や工業立地の進行等、活力ある地域産業の振興が図られています。また、環境調和型社会の形成に向けて他地域をリードする先進的な取組が行われるとともに、広域的な観光・リゾートの整備や快適な生活環境の整備が進められ、そこに暮らす人々がゆとりと安らぎを享受できる地域が形成されています。」

また、施策展開の方向性として、

1. 高速交通体系を活用した地域産業の振興
2. 優れた自然環境との共生を重視した先導的な地域づくり
3. ゆとりと安らぎのある生活環境の形成

を掲げており、これらの実現のためのひとつとして、市町村合併の支援があります。

また、本地域における岩手・宮城内陸地震及び東日本大震災からの復旧・復興と、富県宮城の実現のための施策の方向性を示すものとして北部地方振興事務所栗原地域事務所が平成 26 年 4 月にまとめた「栗原地方振興指針」等に基づき、各般にわたる支援策を講じています。

新市においては、県とのパートナーシップのもと、これまでの基本方針に沿った施策の実現のために積極的な事業展開を進め、県においてもこれらを支援していきます。

### (2) 支援策の概要

#### ① 県事業の実施による支援

##### イ. 交通体系整備の支援

国道 398 号及び 457 号をはじめとする整備方針を踏まえて、広域交流や地域間交流の促進、地域内交通の円滑化など地域住民の利便性向上を目指した道路整備が行われます。

また、広域交流の人口増加や地域産業の活性化を図るために、みやぎ県北高速幹線道路（主要地方道 築館登米線）をはじめとする、主要地方道の整備も取り組まれます。



## 【事業名】

○一般県道 若柳築館線	若柳内谷川（平成 19 年度完了）
○みやぎ県北高速幹線道路（I 期）	築館加倉～迫町北方（平成 23 年度完了）
○主要地方道 中田栗駒線	若柳福岡（平成 26 年度完了）
○一般県道 くりこま高原停車場伊豆沼線	若柳多賀（平成 22 年度完了）
○一般県道 大門有壁線	金成有壁（平成 19 年度完了）
○一般県道 文字下細倉線	栗駒下山神（平成 21 年度完了）
○主要地方道 中田栗駒線	金成神林
○主要地方道 古川一迫線	高清水手取（平成 16 年度完了）
○主要地方道 河南築館線	瀬峰日向（平成 25 年度完了）
○町道 辻前遠堀線過疎代行事業	鶯沢南郷（平成 18 年度完了）
○町道 滝野合道線過疎代行事業	一迫川口滝野（平成 18 年度完了）
○都市計画道路 源光町田線	築館源光（平成 25 年度完了）
○みやぎ県北高速幹線道路（IV 期）	志波姫南堀口～築館加倉（令和元年度完了）

## ロ. 治山治水・交通安全対策の支援

地域住民の安全・安心で快適な暮らしを守るため、がけ崩れ・地すべりの起こりやすい危険箇所や子ども、高齢者に配慮した歩道の設置などを、優先度及び緊急度に応じて、順次整備が行われます。

## 【事業名】

○治山事業	栗駒（皿亀沢，西山沢，小深田，鍛冶屋沢西，東沼ヶ森），鶯沢（的場，紙漣沢），金成（霊堂沢外），花山（坂下）
○地すべり対策事業	築館館下（平成 22 年度完了），栗駒蟹沢，花山宿（平成 22 年度完了）
○河川事業	迫川（築館・若柳），二迫川（鶯沢・栗駒・築館），荒川（築館），照越川（築館）
○ダム事業	小田ダム，花山ダム
○砂防事業	花山（坂下（平成 17 年度完了），大向（平成 16 年度完了），金沢（平成 18 年度完了）），花山本沢，一迫高橋
○急傾斜地崩壊対策事業	金成後山（平成 21 年度完了），鶯沢北沢向，一迫川口，栗駒有賀沢
○国道 398 号落石・崩壊対策事業	花山湯浜（平成 17 年度完了）
○主要地方道 築館栗駒公園線 法面保護事業	栗駒沼倉（平成 18 年度完了）
○国道 457 号自歩道設置	鶯沢五輪原（平成 17 年度完了）
○主要地方道 築館栗駒公園線 自歩道設置	栗駒峯崎（下宮野）（平成 21 年度完了）
○主要地方道 河南築館線 歩道設置	築館照越（平成 16 年度完了）
○一般県道 栗駒金成線 歩道設置	栗駒鳥沢（平成 20 年度完了）
○一般県道 有壁若柳線 自歩道設置	若柳武鎗（平成 17 年度完了）
○一般県道 田尻瀬峰線 歩道設置	瀬峰藤沢（平成 17 年度完了）

## ハ. 農業基盤整備の支援

県では、平成12年7月に「みやぎ食と農の県民条例」を施行し、平成13年10月には基本計画を策定しました。この計画をもとに、食における多様な住民ニーズに対応し、21世紀にふさわしい農業を実現するための事業推進が図られます。

### 【事業名】

○集落基盤整備事業	志波姫
○地域水田農業支援排水対策特別事業	若柳伊豆沼第2工区
○経営体育成基盤整備事業	築館（城下, 芋塚） 若柳（下畑岡（平成17年度完了）, 川北, 新田（平成21年度完了）, 川北2期, 新蒲（平成17年度完了）, 南谷地（平成19年度完了）, 杭ヶ浦（平成23年度完了）） 栗駒（栗原（平成23年度完了）, 尾松第1（平成21年度完了）, 渡丸（平成21年度完了）, 尾松第2（平成23年度完了）, 森菱沼（平成18年度完了）, 栗原2期（平成23年度完了）） 一迫（王沢, 一本杉（平成19年度完了）） 瀬峰（大里, 富（平成20年度完了）, 上沢田（平成18年度完了）, 上富） 金成（金生（平成21年度完了）, 沢辺（平成21年度完了）） 志波姫（中沖（平成18年度完了）, 間海（平成18年度完了）） 伊豆沼2工区, 迫第四, 沼田・八木, 大目, 東田
○ため池等整備事業	栗駒沼倉, 志波姫上沼3期（平成28年度完了）, 志波姫御駒堂第2（平成28年度完了）
○農村防災施設整備事業	築館沖富, 栗駒猿飛来
○かんがい排水事業	迫川上流地区（若柳, 栗駒, 金成） 迫川上流3期地区（築館, 若柳, 一迫, 志波姫）
○中山間地域総合整備事業	金成萩野（平成18年度完了）

## ニ. 林業及び森林整備の支援

森林は木材生産機能のほか、国土の保全、水源のかん養などの公益的機能を持ち、地域住民にやすらぎと潤いを与え、清浄な水と空気を供給する宝庫として大きな役割を果たしています。このため、森林の有するこれら多面的機能が持続的に発揮されるよう、適正な森林整備が行われます。

### 【事業名】

○治山事業（再掲）	栗駒（皿亀沢, 西山沢, 小深田, 鍛冶屋沢西, 東沼ヶ森）, 鶯沢（的場, 紙漉沢）, 金成（霊堂沢外）, 花山（坂下）
-----------	---

## ホ. 生活環境整備の支援

地域住民の快適な生活環境の確保・改善及び農業用排水の水質保全等のため、流域下水道事業及び農業集落排水事業が推進されます。

### 【事業名】

○農業集落排水事業	一迫（姫松（平成 17 年度完了），高橋（平成 21 年度完了））
○流域下水道事業	迫川流域

#### へ．商工観光産業基盤整備の支援

商工観光業の振興を図るため、地域資源の有効活用の視点から、商工観光業の経営基盤の強化や拠点となる施設整備が行われます。

### 【事業名】

○栗駒レストハウス改築	栗駒岩鏡平
-------------	-------

## ②補助事業等による支援

### イ．消防防災施設等整備の支援

消防防災施設等の整備に要する経費について予算の範囲内において基準額の一定割合が補助されます。

### ロ．商工会活動の広域化促進のための支援

商工会の合併を促進し、組織体制・運営基盤の拡充を図り、相談指導機能を強化するために、合併に係る環境整備などの経費の一部が補助されます。

### ハ．地域交通の確保のための支援

新市において、取り組みが検討されている住民バスの運行について、既存補助制度の合併特例が適用対象となるなど必要な支援が行われます。また、くりはら田園鉄道の運行維持に要する費用についての補助が行われます（平成 18 年度終了）。

### ニ．その他の支援

新市において、今後、この建設計画に基づき産業施策や基盤整備等、各事業を実施するために、国及び県の各種補助事業の要望がある場合は、平成 14 年 1 月 28 日に県において改正施行した「宮城県市町村合併推進要綱」に基づく合併重点支援地域及び合併市町村への支援施策等により、県事業においては優先採択が、国事業においては優先要望が積極的に検討されます。

## ③制度的支援

### イ．新市・県合同政策調整会議（仮称）の設置による支援

新市が必要とする場合、建設計画の実施や県からの権限移譲への対応、あるいは行財政運営全般にわたる、新市と県の政策調整を図るための会議が設置できます。

### ロ．国民健康保険事業の広域化のための支援（平成 19 年度終了）

市町村合併における保険者間の保険税（料）の平準化などに必要な資金の無利子貸し付け

を受けられます。

#### ④人的支援

##### イ. 専門的職員の派遣

新市において、今後強化が必要な行政サービスを実施するにあたり、専門的職員が不足する場合は新市の要望に基づき、一定期間、必要に応じて県職員を派遣します（平成 28 年度完了）。

#### ⑤財政支援

##### イ. 「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」による支援

旧町村間の行政サービスの格差是正に要する経費や、合併に伴う電算システム変更などに要する経費等について、毎年度予算の範囲内で交付金を支給します（平成 22 年度終了）。

##### ロ. 「市町村振興資金」による支援

市町村合併等の広域的連携のもとで行われる公共施設の整備事業に対し、本貸付金による財政支援が講じられるものです。

## 第5章 公共的施設の適正配置と整備

(本章については、計画策定当時の内容を記載しています。)

住民生活に密接に関係する公共的施設の適正配置と整備については、住民サービスの維持、向上を基本として、利便性にも十分考慮し、地域のバランスや特殊性、さらに財政事情を考慮しながら進めていきます。

特に、新たな公共施設については、類似施設の重複整備を避け効率的・効果的な整備や管理運営となるよう十分に検討を行いながら、新市の均衡ある発展と地域住民の福祉向上に努めるものとしします。

### 市役所・支所等

新市の行政面積が、804.93km<sup>2</sup>と宮城県で最も大きくなるため、市役所までの距離が遠くなり、行政サービスが受けにくくなるのではないかと心配がされています。

そのため、市役所・支所等については住民生活に支障をきたさないよう考慮すると、現在の10役場2支所等の庁舎及び機能を維持していくことが当分の間は必要であると考えます。

また、総合支所となる役場については、地域に密着した窓口業務や地域振興に関する業務などにサービスの低下を招かないよう、各庁舎間の連携を強化し、必要機能の維持に努めます。

### 公的病院・診療所

新市における公的医療施設数は、県立を含めた病院が4、診療所等が7、合わせて11施設となります。

適正規模・適正配置等を進めるにあたり、広大な面積を有する新市の地理的特性や公共交通の利便性を考慮し、救急車による救急患者の搬送時間の短縮や医療施設までの公共交通の充実を図りながら、検討をしていく必要があります。

また、小児救急医療をはじめ地域医療のさらなる充実をめざし、民間病院を含めた地域医療ネットワーク等の整備を速やかにしていく必要があります。

## 幼稚園・保育所

新市における幼稚園の施設数は24、また、保育所の施設数は15となります。

少子化の進展により、統合の検討も考えられますが、地域の未来を担う人材育成という観点からも、幼稚園・保育所施設の共用や運営の一体化を進める幼保一元化などを推進し、多様な保育ニーズに柔軟に対応しながら、適正規模・適正配置等について様々な検討をしていく必要があります。

## 小・中学校

新市における小学校の施設数は29、また、中学校の施設数は10となります。

施設の配置場所については、現状ではほぼ新市全域を充足しておりますが、一部地域において通学距離や児童・生徒数、通学区域の問題が内在するため、家庭や学校、行政、地域などが連携し、適正規模・適正配置等について様々な検討をしていく必要があります。

## 高齢者・障害者福祉施設

新市における高齢者福祉の施設数は6となります。

施設数については、今後の高齢化の進展に伴う入所者の増加を見据え、地域内における民間・法人による管理運営も踏まえ、総合的に検討・調整していく必要があります。

障害者福祉施設については、共同作業所や更生・授産施設の充実など、障がい者の社会参加や雇用の場となる施設の整備を推進します。

## 地域防災機能施設

地域防災施設においては、新たな地域防災計画等をもとに、災害等への迅速な消防・救急活動の対応のため、消防本部施設の整備と分署・分遣所等の適正配置とともに各地域の防災拠点整備など、総合的な防災体制の整備を図る必要があります。

また、大規模災害発生に備え、国の機関、県、近隣市町村、民間等が相互に協力する広域災害ネットワークを構築し、緊密な連携のもと災害復旧活動の体制を強化・充実していく必要があります。

## その他の公共的施設

各公共的施設の適正配置については、住民生活に支障をきたさないよう十分考慮し、住民が気軽に利用できるシステム構築を図りながら、地域のバランスや特殊性を考慮し検討します。

また、住民生活に密接に関係する施設整備についても、住民サービスの維持、向上を基本として、効率的・効果的な整備、管理運営が行えるよう、住民意見を採り入れながら、協議検討します。

参考：類似団体の公共的施設数一覧

	新市	北上市	米沢市	鹿沼市
人口（平成12年国調）	84,947人	91,501人	95,396人	94,128人
面積（平成12年国調）	806.38km <sup>2</sup>	437.55km <sup>2</sup>	548.74km <sup>2</sup>	313.30 km <sup>2</sup>
人口密度（人口/面積）	105人/ km <sup>2</sup>	209人/ km <sup>2</sup>	174人/ km <sup>2</sup>	300人/ km <sup>2</sup>
市役所・支所等	12	13	12	11
本庁舎・庁舎	1	3	1	1
支所・出張所等	11	10	11	10
小学校	29	20	18	22
中学校	10	9	8	9
幼稚園	24	12	11	7
市立	22	6	0	0
私立等	2	6	11	7
保育所	15	17	15	17
市立	15	10	3	9
私立等	0	7	12	8
高等学校	5	5	7	4
市立	0	0	0	0
県立・私立等	5	5	7	4
公的病院・診療所	11	3	5	1
市立病院	3	0	1	0
市立診療所等	7	2	3	1
国・県立病院	1	1	1	0
消防署	1	1	1	1
同分署・分遣所等	6	2	4	2
児童館等	2	2	3	3
公民館	18	17	15	10
図書館	1	2	1	1
高齢者福祉施設	6	4	5	5
養護老人ホーム	0	1	0	1
特別養護老人ホーム	6	3	5	4

（平成15年11月本会事務局調べ）

※人口密度は人口を面積で除した単純値。  
 ※米沢市の支所・出張所等は連絡所のこと。  
 ※小・中学校、高等学校には分校含まず。  
 ※特別養護老人ホームは、すべて民間による運営。

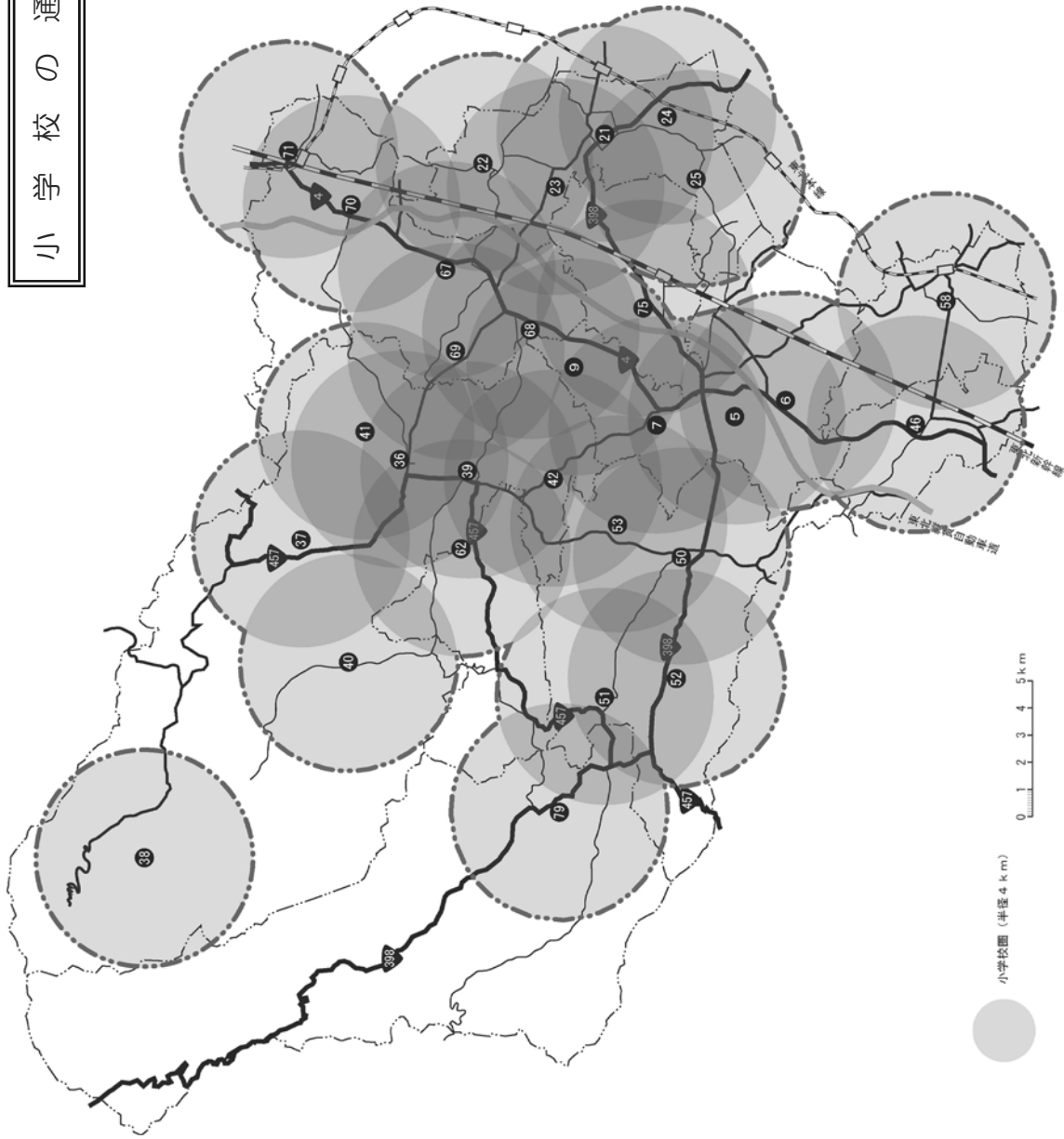
参考：小中学校の適正規模の条件

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令においては、適正な学校規模の条件として、以下を定めている。

1. 学級数が概ね12学級から18学級までであること。
2. 通学距離が、小学校にあつては概ね4km以内、中学校にあつては概ね6km以内であること。

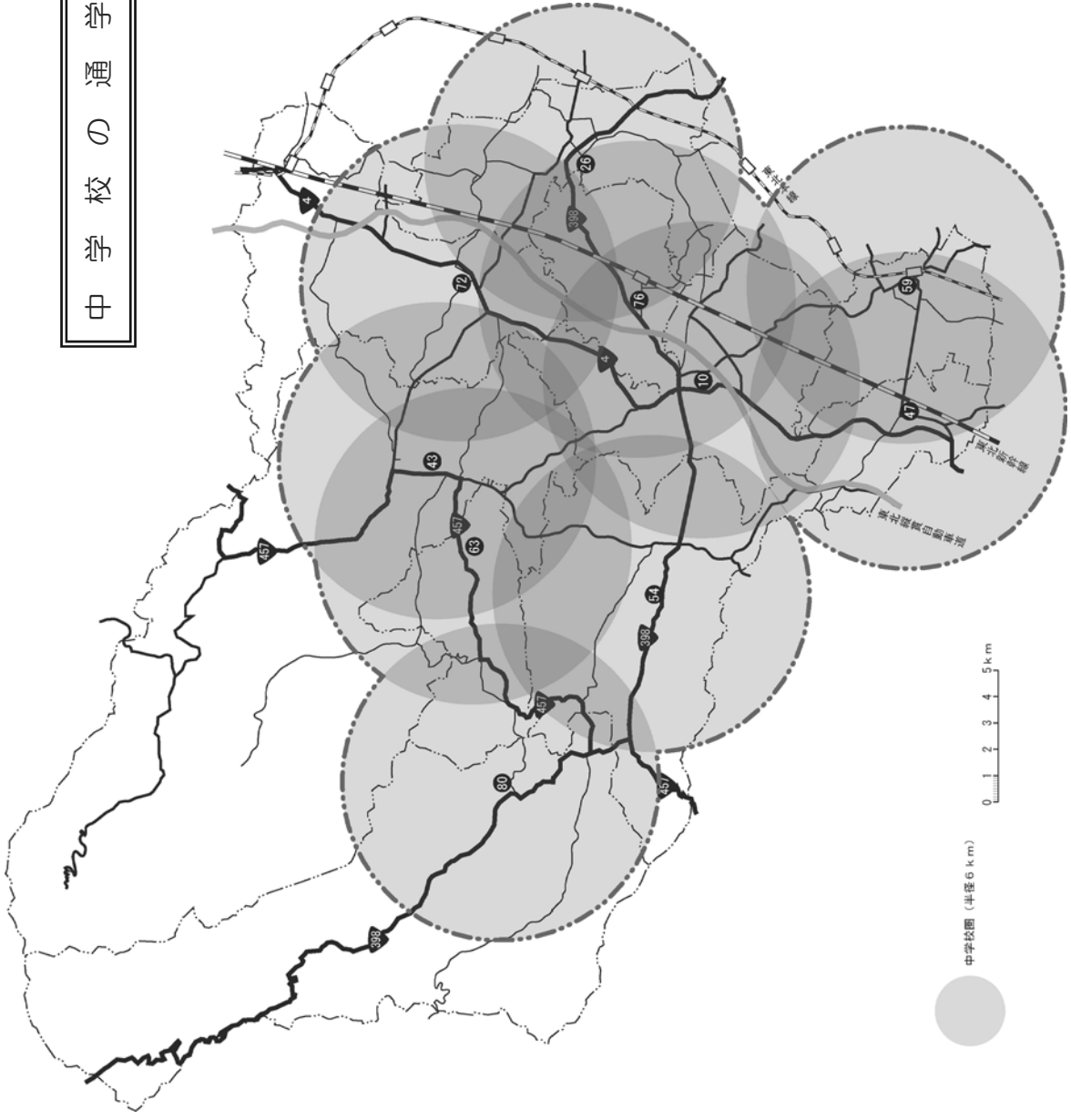


# 小学校の通学圏



5	築館小学校
6	玉沢小学校
7	宮野小学校
9	電野小学校
21	若柳小学校
22	有賀小学校
23	大岡小学校
24	大目小学校
25	畑岡小学校
36	岩ヶ崎小学校
37	栗駒小学校
38	同耕英分校
39	尾松小学校
40	文字小学校
41	鳥矢崎小学校
42	宝来小学校
46	高清水小学校
50	一迫小学校
51	金田小学校
52	長崎小学校
53	姫松小学校
58	瀬峰小学校
62	鶯沢小学校
67	金成小学校
68	沢辺小学校
69	津久毛小学校
70	萩野第二小学校
71	萩野小学校
75	志波姫小学校
79	花山小学校

中学校の通学圏



紫穂町	10	紫穂中学校
若柳町	26	若柳中学校
栗駒町	43	栗駒中学校
高清水町	47	高清水中学校
一迫町	54	一迫中学校
瀬峰町	59	瀬峰中学校
鷹沢町	63	鷹沢中学校
金成町	72	金成中学校
志波穂町	76	志波穂中学校
花山村	80	花山中学校

## 第6章 財政計画

新市の財政計画は、平成17年度（2005年度）から令和12年度（2030年度）までの26ヵ年計画とし、平成17年度から平成26年度までの10年間を前期財政計画、平成27年度（2015年度）から令和12年度（2030年度）までの16年間を後期財政計画とします。

歳入・歳出の項目ごとに過去の実績及び現況を踏まえ、最近の経済情勢及び今後の人口減少の傾向などを考慮し、普通会計ベースで作成するものです。

本計画は、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立ち、限られた財源の効率的な運用を図るなど、新市建設計画に基づく事業実施による財政への影響、合併による経費削減効果、国・県の財政支援措置等を反映させ、地方債の発行にも配慮した適切な財政運営の指針となるように策定しています。

また、新市においては本計画を踏まえたうえ、社会経済情勢などの変化に合わせて、毎年度歳入・歳出に検討を加え、健全な財政運営を基本とした予算編成・予算執行を行うこととします。

### 1 計画策定にあたっての条件

平成17年度（2005年度）から令和3年度（2021年度）までは決算額、令和4年度から令和8年度までは、第2次栗原市総合計画後期基本計画の財政計画と整合させ、令和9年度以降は、最近の経済情勢や今後の人口減少の傾向を考慮するとともに、令和4年度の現行税財政制度及び財政措置等が継続されることを前提として推計しています。

### 2 歳入・歳出の主な前提条件

#### （1）歳入

##### ①地方税

市民税は過去の伸び率を考慮し、固定資産税及び軽自動車税は令和3年度決算額をベースとして推計しています。

##### ②地方譲与税及び各種交付金

地方消費税交付金は国の経済財政に関する試算を考慮し、それ以外は、令和3年度決算額をベースに推計しています。

### ③地方交付税

- ア) 普通交付税については、見通しの立てにくい状況の中にあつて、現段階で想定される人口減少による影響額のほか、地方債借り入れに伴う交付税算入分を見込んでいます。
- イ) 特別交付税については、令和 3 年度決算額をベースとして推計し、震災復興特別交付税は、復興特区の課税免除分を考慮して推計しています。

### ④分担金、負担金、使用料、手数料

分担金、負担金、使用料及び手数料については、過去の実績等により算定し推計しています。

### ⑤国庫支出金・県支出金

国庫支出金及び県支出金については、投資的経費に連動した補助金等を見込み、一般行政経費分は過去の実績等により推計しています。

### ⑥繰入金

繰入金については、年度間の財源を調整するための財政調整基金を効率的に運用する計画としています。

### ⑦地方債

地方債については、新市建設計画の事業実施に伴う合併特例債（480 億円）、通常地方債（675 億円）を見込んだ計画としています。

※ 合併特例債には、公共施設等総合管理計画による施設の除却に伴う地方債を見込み、通常地方債には、臨時財政対策債や災害復旧事業債も見込んでいます。

## (2) 歳出

### ①人件費

一般職については、令和 3 年度の職員数をベースとして職員数の増減を考慮し、特別職については、議員数を現行の議員定数（24 人）で推移するものとし、三役（市長・副市長・教育長）は最小限の 3 人として推計しています。

### ②物件費

物件費については、令和 3 年度決算額をベースとし、過去の実績を考慮し推計しています。

### ③維持補修費

維持補修費については、令和 3 年度決算額をベースとし、老朽施設の増加を考慮して推計しています。

### ④扶助費

扶助費については、令和 3 年度決算額をベースとし、過去の伸び率を考慮して推計しています。

### ⑤補助費等

補助費等については、公営企業会計に対する負担金・補助金の増減要因を考慮し、その他の補助金等については、令和 3 年度決算額をベースに推計しています。

### ⑥公債費

公債費については、令和 3 年度までに借入れた地方債に係る償還予定額に、令和 4 年度以降の新市建設計画事業等の実施に伴う新たな地方債（通常地方債・合併特例債）に係る償還見込額を加えて推計しています。

### ⑦積立金

積立金については、令和 3 年度決算額の基金利子収入などを考慮し推計しています。

### ⑧投資・出資・貸付金

投資・出資・貸付金については、公営企業会計に対する出資金の増減要因を考慮し、その他の投資・出資・貸付金については、令和 3 年度決算額をベースに推計しています。

### ⑨繰出金

繰出金については、各特別会計の令和 3 年度決算額を基に対象者の減などを考慮し推計しています。

### ⑩投資的経費

投資的経費については、新市建設計画事業及びそれ以外の普通建設事業費を見込んで推計しています。

### 3 前期財政計画

#### (1) 歳入

単位：百万円

	平 17	平 18	平 19	平 20	平 21
地方税	6,621	6,485	7,040	7,244	6,755
地方譲与税及び交付金	2,549	2,445	1,758	1,658	1,595
地方交付税	19,343	18,776	19,017	20,676	19,719
普通交付税	17,556	17,153	17,529	18,084	17,994
特別交付税	1,787	1,623	1,488	2,592	1,725
分担金・負担金 使用料・手数料	1,211	1,152	1,039	1,051	1,034
国県支出金	5,160	5,520	4,873	5,466	10,097
財産収入・寄附金	110	102	140	334	129
繰入金	1,773	1,045	299	2,230	50
諸収入	983	1,078	1,148	1,401	1,334
地方債	5,049	6,187	3,663	3,700	3,856
繰越金	1,364	1,025	948	741	1,665
合 計	44,163	43,815	39,925	44,501	46,234

#### (2) 歳出

単位：百万円

	平 17	平 18	平 19	平 20	平 21
人件費	9,833	9,447	9,466	9,413	8,896
物件費	5,350	4,709	4,887	4,719	4,879
維持補修費	382	301	295	333	330
扶助費	2,501	2,540	2,854	2,972	3,114
補助費等	3,127	2,198	2,381	2,931	4,269
公債費	7,116	6,811	7,237	6,995	6,302
積立金	787	844	714	590	1,437
投資・出資・貸付金	1,183	1,084	808	2,182	991
繰出金	4,427	4,078	3,947	4,292	4,406
投資的経費	8,432	10,855	6,595	8,409	10,078
合 計	43,138	42,867	39,184	42,836	44,702

**(1) 歳入**

単位：百万円

	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
地方税	6,648	6,648	7,006	7,123	7,149
地方譲与税及び交付金	1,604	1,512	1,411	1,400	1,444
地方交付税	20,949	24,531	22,925	21,734	20,922
普通交付税	19,145	19,520	19,503	19,427	19,074
特別交付税	1,804	5,011	3,422	2,307	1,848
分担金・負担金 使用料・手数料	992	951	985	992	976
国県支出金	9,114	9,221	9,046	7,602	6,743
財産収入・寄附金	163	775	138	169	317
繰入金	39	983	474	1,637	563
諸収入	1,211	1,304	2,320	1,339	1,192
地方債	4,415	3,767	4,724	5,270	5,602
繰越金	1,532	2,243	2,781	2,493	1,755
合 計	46,667	51,935	51,810	49,759	46,663

**(2) 歳出**

単位：百万円

	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
人件費	8,665	8,453	8,113	7,972	7,771
物件費	5,090	6,146	6,183	5,505	5,953
維持補修費	359	374	551	644	611
扶助費	3,996	4,473	4,515	4,610	4,876
補助費等	2,765	2,960	3,945	3,127	3,379
公債費	5,909	5,720	5,517	5,254	5,190
積立金	2,585	3,751	3,801	2,788	2,404
投資・出資・貸付金	841	920	868	2,092	1,150
繰出金	5,341	5,537	5,045	5,297	4,909
投資的経費	8,873	10,820	10,779	10,715	8,670
合 計	44,424	49,154	49,317	48,004	44,913

## 4 後期財政計画

### (1) 歳入

単位：百万円

	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
地方税	6,890	7,133	7,283	7,293	7,335
地方譲与税及び交付金	2,030	1,831	1,923	1,971	1,970
地方交付税	20,756	20,686	20,029	18,998	18,824
普通交付税	18,964	18,833	17,724	17,086	17,036
特別交付税	1,792	1,853	2,304	1,912	1,788
分担金・負担金 使用料・手数料	966	932	891	870	862
国県支出金	7,201	6,252	6,081	5,198	6,694
財産収入・寄附金	221	223	239	235	225
繰入金	563	1,353	1,868	3,529	2,610
諸収入	1,299	1,155	2,235	1,154	1,269
地方債	7,166	5,715	5,448	4,616	4,563
繰越金	1,751	2,394	1,566	1,221	1,666
合 計	48,843	47,674	47,563	45,085	46,018

### (2) 歳出

単位：百万円

	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
人件費	7,683	7,457	7,549	7,543	7,633
物件費	6,163	6,281	6,554	6,589	6,941
維持補修費	601	625	775	611	565
扶助費	4,890	5,311	5,161	4,983	5,256
補助費等	4,070	3,792	4,036	3,830	3,777
公債費	4,868	5,120	4,987	5,609	5,413
積立金	1,189	1,600	3,638	1,664	1,909
投資・出資・貸付金	955	1,017	1,179	2,232	1,290
繰出金	5,349	5,427	4,724	4,795	4,828
投資的経費	10,681	9,478	7,739	5,564	6,473
合 計	46,449	46,108	46,342	43,420	44,085



## (1) 歳入

単位：百万円

	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
地方税	7,379	7,377	7,063	7,043	7,027
地方譲与税及び交付金	2,186	2,452	2,112	2,141	2,170
地方交付税	18,335	18,927	18,088	18,103	17,993
普通交付税	16,810	17,254	16,808	16,845	16,760
特別交付税	1,525	1,673	1,280	1,258	1,233
分担金・負担金 使用料・手数料	794	790	741	739	737
国県支出金	15,159	9,441	5,584	5,516	5,912
財産収入・寄附金	344	459	267	288	305
繰入金	2,185	225	1,730	2,377	1,265
諸収入	1,172	983	1,814	814	814
地方債	4,008	4,683	3,679	4,025	2,957
繰越金	1,933	1,261	1,000	1,000	1,000
合 計	53,495	46,598	42,078	42,046	40,180

## (2) 歳出

単位：百万円

	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
人件費	8,543	8,454	8,694	8,676	8,666
物件費	7,192	6,736	6,776	6,757	6,575
維持補修費	897	757	732	738	741
扶助費	4,856	6,226	4,670	4,658	4,650
補助費等	12,216	5,973	6,405	5,989	5,656
公債費	5,528	5,017	5,255	5,315	5,226
積立金	991	808	1,081	81	81
投資・出資・貸付金	2,049	1,999	1,848	2,888	1,971
繰出金	3,304	3,243	2,464	2,447	2,404
投資的経費	6,657	5,861	4,153	4,497	4,210
合 計	52,233	45,074	42,078	42,046	40,180

## (1) 歳入

単位：百万円

	令 7	令 8	令 9	令 10	令 11	令 12
地方税	7,013	6,998	6,984	6,971	6,957	6,943
地方譲与税及び交付金	2,200	2,231	2,246	2,262	2,278	2,294
地方交付税	17,977	17,580	17,525	17,459	17,611	17,258
普通交付税	16,769	16,380	16,325	16,259	16,411	16,058
特別交付税	1,208	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
分担金・負担金 使用料・手数料	734	732	731	730	729	729
国県支出金	5,661	5,561	5,559	5,557	5,554	5,552
財産収入・寄附金	321	338	338	338	338	338
繰入金	1,016	1,084	1,219	2,083	1,077	854
諸収入	814	814	1,814	814	814	814
地方債	3,077	3,163	4,056	4,049	4,041	4,034
繰越金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合 計	39,813	39,501	41,472	41,263	40,399	39,816

## (2) 歳出

単位：百万円

	令 7	令 8	令 9	令 10	令 11	令 12
人件費	8,640	8,616	8,609	8,603	8,597	8,591
物件費	6,479	6,473	6,467	6,462	6,456	6,451
維持補修費	746	750	754	759	763	768
扶助費	4,643	4,639	4,636	4,634	4,635	4,637
補助費等	5,599	5,526	5,504	5,487	5,473	5,459
公債費	5,189	5,055	4,971	4,849	5,070	4,563
積立金	81	81	1,081	81	81	81
投資・出資・貸付金	1,953	1,955	1,969	2,933	1,895	1,863
繰出金	2,368	2,351	2,335	2,319	2,303	2,288
投資的経費	4,115	4,055	5,146	5,136	5,126	5,115
合 計	39,813	39,501	41,472	41,263	40,399	39,816

## 参 考 資 料

### 財政関連用語集

(一般会計・特別会計・普通会計)

地方自治体のあらゆる種類の収入と支出のすべてを記録・計算・整理するために設けられる帳簿を会計といいます。そのうち、地方自治体が特定の事業を行う場合や、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合においては、条例で別個の会計を設置して特別の経理をすることができ、これを特別会計といいます。

これに対し、一般会計は特別会計に属さないすべての歳入歳出を経理する会計をいい、最も規模の大きい会計であり、主要な自治体政策の仕組みや構成を表現している基本的で重要な会計となります。

普通会計は、個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、地方自治法等の法律によって規定されているものではありません。

普通会計は、一般会計と特別会計のうち、①公営企業会計 ②収益事業会計、農業共済事業会計等の事業会計 ③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計に含まれない特別会計を合算した会計区分をいいます。

(歳入)

歳入の「歳」とは、「会計年度」のことを指しています。「歳入」とは「一会計年度における一切の収入」を意味します。この収入は、歳出の財源になることから金銭（現金又は現金に代えて納付される証券）でなければなりません。

歳入は、地方公共団体の予算上では、おおまかに地方税、地方譲与税、地方交付税、交付金、分担金、負担金、使用料、手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、その他歳入、地方債などに分類されます。

(地方交付税)

地方交付税には普通交付税と特別交付税の2種類があります。

地方交付税は、全ての地方公共団体が等しくかつ適正な水準で自主的に行政サービスを行うことを目的に、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税の一定割合を総額として、地方公共団体が等しく事務を遂行できる一定の基準で交付される交付金です。

地方交付税は、原則として普通交付税は交付税総額の94%の額、特別交付税は6%の額とされております。

#### (国庫支出金)

国は地方自治体に対して補助金、交付金、負担金、補給金など様々な名称で支出金を交付しています。そのうち地方交付税など一般財源であるものを除き、用途を特定した支出金を国庫支出金といいます。国庫支出金は地方財政法上、国庫負担金、国庫委託金、国庫補助金の3つに分類されます。

#### (地方債)

地方公共団体が、ある仕事をするために財源を調達することを目的として行う「借入金」であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。

地方債の活用により「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の公平」を図ることができる一方で、翌年度以降その償還のための支出を義務付けられるものであるため、無制限に地方債に依存することは財政運営の健全性を保つ観点から好ましくないとされます。このため、地方債は原則として公共施設などの建設事業費の財源とする場合など、特定の場合にのみ発行することができるとされています。

#### (合併特例債)

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の公共施設の整備事業に要する経費や合併後の市町村振興のための基金造成について、合併が行われた年度とこれに続く25年度について認められる地方債（借入金）です。

その元利償還金の70%については、普通交付税で措置されます。

#### (一般財源・特定財源)

収入時においてその用途が特定されていないため、地方自治体の裁量によって使用できる財源が一般財源で地方税、地方交付税等が該当します。

一方、特定財源は収入の段階で用途が特定されている財源で、国庫支出金、地方債、使用料等がこれに該当します。

#### (歳出)

「歳出」とは、「一会計年度における一切の支出」を意味します。この支出は地方公共団体のさまざまな事務事業の実施に伴う金銭の支払いを言うものです。

歳出は地方公共団体の予算上では議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費などに分類されます。

その他に、財政分析を行う際には性質別として人件費、物件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、積立金などに分類されることもあります。

#### (物件費)

物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の計の総称です。

物件費に含まれるものは、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等です。

#### (扶助費)

扶助費とは、社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令、すなわち生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費をいいます。扶助費は、現金のみならず物品の提供に要する経費も含まれます。

#### (補助費等)

補助費等の項目とされる支出事項は、その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様であって、人件費、扶助費、維持補修費のように、その項目の字句だけでは判断しにくい部門も含まれています。

- ①報償費（報償金及び賞賜金）
- ②役務費（火災保険、自動車損害保険等の保険料）
- ③委託料（物件費に計上されるものを除く）
- ④負担金、補助及び交付金
- ⑤補償、補填及び賠償金
- ⑥償還金、利子及び割引料（公債費に計上されるものを除く）
- ⑦寄附金
- ⑧公課費

#### (公債費)

地方公共団体が借り入れた地方債の元金の償還と利子の支払いに要する経費をいいます。人件費、扶助費とあわせ義務的経費に区分されます。



# 栗原市まちづくりプラン (新市建設計画)

令和4年

宮城県栗原市

編集・発行：栗原市企画部企画課

〒987-2293

宮城県栗原市築館町薬師一丁目7番1号

Tel. 0228-22-1125

Fax. 0228-22-0313

e-mail:kikaku@kuriharacity.jp